

大阪府池田保健所外10件に係る

特記 ESCO 提案募集要項

平成24年8月

大阪府住宅まちづくり部公共建築室

## 大阪府池田保健所外10件に係る特記 ESCO 提案募集要項・目次

1.事業件名 .....	1
2.事業場所 .....	1
3.契約期間等 .....	1
4.最低省エネルギー率等、提案必須項目 .....	1
5.応募者の資格 .....	1
6.ESCO提案募集スケジュール .....	2
7.募集要項及び資料に関する質問の受付期間 .....	2
8.説明会への参加要領 .....	3
9.参加表明書及び資格確認書類の提出日時・場所等 .....	3
10.参加表明書及び資格確認書類の提出 .....	3
11.参加表明にかかる資格確認書類の免除について .....	5
12.資格確認結果及び提案要請書の通知 .....	6
13.ESCO提案書の提出 .....	7
14.提案辞退届の提出期限 .....	7
15.施設概要データ .....	7
16.ベースラインに関する補足事項 .....	7
17.提案書作成時の行政財産使用料の単価 .....	8
18.ESCO契約の概要 .....	8
19.ESCO提案提出書類・作成要領 .....	8

20.既設機器更新による利益加算について..... 13

21.ESCO技術提案書作成に当たっての注意点(補足事項) ..... 15

別紙－1 : 計測・検証方法の設定(官庁施設におけるESCO事業導入・実施マニュアル 抜粋)

別紙－2 : 各保健所の主な空調設備一覧表

別紙－3－1 : 直管形LEDランプ仕様書

別紙－3－2 : 照度計算補足説明書

別紙－4 : 各保健所照明器具一覧と稼動状況表

## 1.事業件名

大阪府池田保健所外10件 ESCO 事業

## 2.事業場所

大阪府池田保健所	池田市満寿美町3-19
大阪府茨木保健所	茨木市大住町8-11
大阪府寝屋川保健所	寝屋川市八坂町28-3
大阪府守口保健所	守口市梅園町4-15
大阪府四條畷保健所	四條畷市江瀬美町1-16
大阪府八尾保健所	八尾市清水町一丁目2-5
大阪府藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺一丁目8-36
大阪府富田林保健所	富田林市寿町三丁目1-35
大阪府和泉保健所	和泉市府中町六丁目12-3
大阪府岸和田保健所	岸和田市野田町三丁目13-1
大阪府泉佐野保健所	泉佐野市上瓦屋583-1

## 3.契約期間等

次のスケジュール（予定）で事業を行う。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ① ESCO サービス期間     | 最終 ESCO 事業者の提案による |
| ② 最優秀 ESCO 事業者の選定 | 平成24年10月          |
| ③ LED 照明試験設置      | 平成25年1月頃          |
| ④ 予算の議会承認         | 平成25年2月府議会        |
| ⑤ ESCO 契約の締結      | 平成25年9月ごろ         |
| ⑥ 設計・工事期間         | 契約締結日～平成26年3月31日  |
| ⑦ ESCO サービス開始期日   | 平成26年4月1日         |

## 4.最低省エネルギー率等、提案必須項目

提案は、施設全体の省エネルギー率が1%以上であるものに限る。

契約は、パフォーマンス契約を含め 11 保健所一括とする。

また、本府が指定する執務室等の蛍光灯ランプを直管形LEDランプに改修する提案を必ず含めること。最優秀提案者となった場合には、その性能等を確認するために指定する庁舎数箇所において試験的に設置をすること。詳細は「21.ESCO技術提案書作成に当たっての注意点（補足事項）」によるものとする。

## 5.応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

LEDランプのみの提案とする場合については、次の④、⑥の資格要件は不要とする。ただし、④のうち、「経営等の状況が良好であること」については必要である。

- ① 応募者は、標準ESCO提案募集要項「4.(7)ESCO提案募集スケジュール②手続きb.参加表明書及び資格確認書類の提出」に示される提出書類により、本ESCO提案募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ② 応募者は、各種対策により、対象物件のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には保証措置を講じることができる者であること。
- ③ 応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量及び削減金額を計測・検証することができる者であること。
- ④ 事業役割を担う応募者は、省エネルギー保証を伴うESCO事業の実績があり(事業役割を担う応募者が複数である場合は、少なくとも1者が満たすこと)、経営等の状況が良好であること。
- ⑤ 事業役割を担う応募者は、事業運営・維持管理を円滑に行うための拠点を近畿2府4県(大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県・和歌山県)に有すること。
- ⑥ 設計役割を担う応募者は、建築物若しくは建築設備の改修に係る提案を行う者であるため、一級建築士、建築設備士、技術士(建設、電気・電子、機械又は衛生工学)若しくはエネルギー管理士(熱又は電気)のいずれかの資格を持つ者が所属する者であること。
- ⑦ 建設役割を担う応募者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る建設業の許可を受けた者であること。なお建設役割を担う事業者は工事を適切に施工するため、該当する工事の種類ごとに監理技術者又は主任技術者を配置すること。

## 6.ESCO提案募集スケジュール

ESCO提案の募集及び選定は、次の日程で行う。

a. プレスリリース	平成24年8月22日(水)
b. 掲示及びホームページで公開	平成24年8月23日(木)～8月30日(木)
c. 募集要項配付	平成24年8月23日(木)～8月30日(木)
d. 質問受付	平成24年8月23日(木)～8月31日(金)
e. 説明会及び質問回答	平成24年9月7日(金)
f. 参加表明書及び資格確認書類の受付	平成24年9月11日(火)～9月14日(金)
g. 提案要請書の交付	平成24年9月20日(木)
h. 現場ウォークスルー調査	平成24年9月24日(月)～9月27日(木)(予定)
i. 提案書の受付	平成24年10月22日(月)～24日(水)
j. ESCO提案書に関する事務局ヒアリング	平成24年10月26日(金)
k. 最優秀及び優秀提案の結果通知	平成24年11月1日(木)(予定)

## 7.募集要項及び資料に関する質問の受付期間

平成24年8月23日(木)～8月31日(金) (8月31日の正午までに必着のこと)

持参の場合は、午前10時から11時30分及び午後2時30分から4時30分まで

## 8.説明会への参加要領

説明会への参加希望者は、平成24年8月23日(木)～8月31日(金)の間に企業名・参加人数を提案募集件名を添えて事務局に郵送またはFAXで連絡すること(8月31日の午後3時までに必着のこと)。書式は自由とする。

なお、参加者数によっては、1企業からの参加者数の調整を行うことがある。

また、説明会においては、質問回答書のほか、募集要項に係る追加資料を配布する場合がありますので、提案を予定している者は必ず参加すること。

- ① 日時 平成24年9月7日(金) 午前10時～12時
- ② 場所 大阪府咲洲庁舎20階会議室

## 9.参加表明書及び資格確認書類の提出日時・場所等

- ① 日時 平成24年9月11日(火)から平成24年9月14日(金)  
午前10時から11時30分及び午後2時30分から4時30分まで
- ② 場所 大阪府住宅まちづくり部公共建築室設備課(大阪府咲洲庁舎26階)

## 10.参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者及び応募者の構成員は次により参加表明書及び必要書類を提出する。

応募者及び応募者の構成員は、以下[1]～[17]の書類をA4ファイル綴じしたものを2部と、[4](なければ不要)、[6]、[8]、[9]、[10]をA4ファイル綴じしたものを1部提出すること。各提出書類には、必ず書類番号を記した表紙を付けること。なお、参加表明書に関してはグループとして提出すること。

[5]、[6]、[7]、[8]、[9]については、構成員全員分を提出すること。

[1]参加表明書 -----(様式1-1)

グループで参加の場合は、代表企業名で作成すること。

[2]LED照明に関する提案のみ行う旨の申出書---(様式1-2)

LED照明のみの提案予定で、「11.参加表明にかかる資格確認書類の免除について」による免除を申請する場合は提出すること。

[3]グループ構成表----- (様式2-1)

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担(事業役割、設計役割、建設役割)を明確にする。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚え書き等の内容を添付すること。また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員(予定)、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。

[4]履行保証書----- (様式2-2)

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社(親会社等)がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

[5]印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。ただし、登録印鑑の変更をした場合には、変更後の証明書を提出すること。

[6]商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で受付日前 3 ヶ月以内に発行されたものを綴じたもの。  
なお、写しでも可。

[7]納税証明書

下記(a)、(b)について各 1 通ずつ綴じたもの。写しでも可。

(a) 国税にあつては、最新決算年度の確定申告分の法人税の納税証明書を提出すること。

(b) 府税にあつては、「府税に係る徴収金について未納の徴収金がない」旨の納税証明書を提出すること。なお、本府内に事業所がない法人にあつては、本店所在地の都道府県における都道府県税に係る徴収金について未納がないことを証明する納税証明書を提出すること。いずれも受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。

[8]財務諸表

(a) 最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、減価償却明細表、利益処分(損失処理)計算書等の財務諸表を綴じたもの。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出すること。なお、写しでも可。

また、応募者の構成員の各社は、上記の他に、有価証券報告書(報告書を作成していない場合は、税務申告書)の写しを併せて提出する。その他、本 ESCO 事業について、関係会社(親会社等)が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

[9]会社概要----- (様式 3-1~3 他)

A4 判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの。

設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数、有資格技術職員内訳表(様式 3-1)、総括責任者・主任技術者表(様式 3-2)、企業状況表(様式 3-3)等

その他、本 ESCO 事業について、関係会社(親会社等)が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式のあるものについては、様式に従い作成することとするが、上記の内容を全て含んだ通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める。

[10]経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

審査基準日が、受付日前 1 年 7 ヶ月以内のもので、申請書の許可番号、代表者名等が経営事項審査時より変更があつて異なる場合は、変更後の許可証明書を提出すること。なお、写しでも可。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

[11]特定建設業又は一般建設業の許可証明書

建設業法第 3 条第 1 項に規定する「特定建設業」又は「一般建設業」の許可証明書を提出すること。なお、写しでも可。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

[12]ESCO 関連事業実績一覧表----- (様式 4)

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を作成する。その他、A4 判の大きさの用紙を使用し、記載された契約を証明できるもの(各契約書における契約年月日と契約

者の押印部分のコピー、設計概要書及び主な契約内容(保証の内容等)の説明書)を添付する。なお、事業実績には、有償の省エネルギー診断を含めてもよい。

- (a)事業件名 : 契約書上の正確な名称を記載する。
- (b)発注者 : 発注者名を記入する。
- (c)受注形態 : 単独またはグループの別を記入する。
- (d)契約金額 : 消費税相当額を含む金額の総額を記入する(単位千円)。
- (e)契約年月日 : 契約締結日を記入する。
- (f)契約期間 : 契約始期及び終期を記入する。
- (g)施設概要 : 施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入する。
- (h)主な契約内容: 対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類(ギャランティード・セイビングス又はシェアド・セイビングス)、保証の有無、計測・検証の有無も明記する。

[13]ESCO 関連事業実績契約書の写し

[14]各資格者免許証の写し

[15]監理技術者資格者証の写し

[16]ESCO 事業参加表明書受領書

[17]参考図書交付申込書

#### 11.参加表明にかかる資格確認書類の免除について

次の表の要件に当てはまる場合、該当項目の書類提出は不要とする。

グループで応募する場合には、要件に該当する構成員の該当書類のみ不要とする。

なお、本府が過去に公募した物件とは、次の物件を言う。

- ・府立母子保健総合医療センターESCO 事業
- ・府民センタービル(三島・泉南・南河内・北河内)ESCO 事業
- ・府立急性期・総合医療センター(旧府立病院)ESCO 事業
- ・府教育センターESCO 事業
- ・府立障害者交流促進センターESCO 事業
- ・池田・府市合同庁舎 ESCO 事業
- ・府立呼吸器・アレルギー医療センター(旧府立羽曳野病院)ESCO 事業
- ・府立労働センターESCO 事業
- ・マイドームおおさか ESCO 事業
- ・府警察門真運転免許試験場 ESCO 事業
- ・府中河内府民センタービル ESCO 事業
- ・府庁舎本館・別館 ESCO 事業
- ・府立体育会館 ESCO 事業
- ・府立青少年海洋センターESCO 事業
- ・府立女性総合センターESCO 事業
- ・府池田保健所外 13 件 ESCO 事業
- ・府警察東警察署 ESCO 事業
- ・府立弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館 ESCO 事業



免除できる資格確認書類		提出免除要件
[9]	会社概要のうち、有資格技術職員内訳表(様式 3-1)	LED 照明のみの提案とする場合 免除には、「LED 照明に関する提案のみ行う旨の申出書(様式 1-2)」の提出が必要であり、届出内容に変更が生じた場合は、改めて左記の書類提出が必要である。
[12]	ESCO 関連事業実績一覧表(様式 4)	次の①、②のいずれかに該当する場合、免除とする ①LED 照明のみの提案とする場合 免除には、「LED 照明に関する提案のみ行う旨の申出書(様式 1-2)」の提出が必要であり、届出内容に変更が生じた場合は、改めて左記の書類提出が必要である。 ②本府が過去に公募した物件について、省エネルギー保証を伴う ESCO 事業実績を有する事業役割会社として応募し、かつ本府が提案要請書を交付した会社。 ただし、応募時の届出内容に変更等があった場合は、改めて提出が必要である。 なお、免除には該当物件の提案要請書の写しを提出することが必要である。
[13]	ESCO 関連事業実績契約書の写し	次の①、②のいずれかに該当する場合、免除とする ①LED 照明のみの提案とする場合 免除には、「LED 照明に関する提案のみ行う旨の申出書(様式 1-2)」の提出が必要であり、届出内容に変更が生じた場合は、改めて左記の書類提出が必要である。 ②本府が過去に公募した物件について、省エネルギー保証を伴う ESCO 事業実績を有する事業役割会社として応募し、かつ本府が提案要請書を交付した会社。 ただし、応募時の届出内容に変更等があった場合は、改めて提出が必要である。 なお、免除には該当物件の提案要請書の写しを提出することが必要である。

## 12. 資格確認結果及び提案要請書の通知

資格確認の結果は、平成24年9月20日(木)に文書で、本府から応募者(代表者)に通知する。資格が確認された場合は、併せて提案要請書を交付する。なお、資格確認の基準日は、平成24年9月19日(水)とする。(結果通知の前日)

### 13.ESCO提案書の提出

- ① 日時 平成24年10月22日(月)から平成24年10月24日(水)  
午前 10 時から 11 時 30 分及び午後 2 時 30 分から 4 時 30 分まで
- ② 場所 大阪府住宅まちづくり部公共建築室設備課(大阪府咲洲庁舎 26 階)
- ③ ESCO 提案提出書類  
「19. ESCO 提案提出書類・作成要領 (1) ESCO 提案時の提出書類」による。

### 14.提案辞退届の提出期限

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案辞退届(様式 6)を平成24年10月15日(月)までに事務局あてに送付する。

### 15.施設概要データ

保 健 所 名	敷地面積[m <sup>2</sup> ]	延床面積[m <sup>2</sup> ]	建 築 構 造	建設年度
池田保健所	1,868.67	1,398.69	RC 地上 2 階	1960
茨木保健所	2,799.99	6,930.31	RC 地上 5 階 地下 1 階	1993
寝屋川保健所	1,636.37	1,430.12	RC 地上 2 階	1971
守口保健所	1,358.99	1,316.88	RC 地上 2 階 地下 1 階	1967
四條畷保健所	3,010.53	2,838.56	RC 地上 3 階 地下 1 階	1994
八尾保健所	1,648.56	1,399.36	RC 地上 2 階	1964
藤井寺保健所	2,722.61	3,077.21	RC 地上 3 階	1994
富田林保健所	3,801.48	1,806.74	RC 地上 2 階	1966
和泉保健所	2,025.74	1,707.57	RC 地上 3 階	1992
岸和田保健所	1,598.85	1,395.38	RC 地上 2 階 地下 1 階	1966
泉佐野保健所	2,000.58	3,125.84	RC 地上 4 階	1994

### 16.ベースラインに関する補足事項

標準 ESCO 提案募集要項「6.提示条件 (4)ベースライン、削減保証基準額並びに最低保証基準額の設定 ①ベースラインの設定」に記載の、本府から提供する過去数年間のエネルギー消費量及び上下水道使用量については、「過去3年間」とする。

また、ベースラインは、保健所 11 所の合計値とする。

#### 17.提案書作成時の行政財産使用料の単価

以下のように設定する。なお、算出対象面積は、ESCO設備の接地する部分(接地部分の算出に当たってはESCO設備の地面への投影面積を採用することとする)とする。

また、照明器具は適用除外とする。

保健所名	行政財産使用料 [ 円/㎡・年(税込)]
大阪府池田保健所	3,675
大阪府茨木保健所	7,140
大阪府寝屋川保健所	3,150
大阪府守口保健所	4,410
大阪府四條畷保健所	8,820
大阪府八尾保健所	5,880
大阪府藤井寺保健所	8,400
大阪府富田林保健所	4,620
大阪府和泉保健所	6,195
大阪府岸和田保健所	3,570
大阪府泉佐野保健所	7,455

#### 18.ESCO契約の概要

① 対象者

大阪府及び ESCO 事業者

② 締結時期

平成25年9月頃(予定)

#### 19.ESCO提案提出書類・作成要領

(1) ESCO 提案時の提出書類

ESCO 提案提出書類は、様式7の提案提出届により提出書類の構成を示した上で、以下の各提出書類に様式8の表紙をつけ、各6部提出する(ESCO 提案のヒアリングに係る電子データは後述を参照すること)。6部のうち1部については、ファイルの背表紙、表紙に代表者名、事業名を明記し、他の5部は事業名のみ明記すること。

	項目	様式	備考
◎	提案提出届	様式 7	6部のうち1部のみ代表者名入りとする(他5部は提案書提出届添付不要)
◎	提案総括表	様式 16	
◎	提案書表紙(各提案書用5種類)	様式 8	
①	ESCO 事業資金計画書	様式 9 (9-1~11)	
②	ESCO 技術提案書	様式 10 (10-1~7)	
③	ESCO 設備維持管理提案書	様式 11	
④	計測・検証方法提案書	様式 12	
⑤	運転管理指針提案書	様式 13	
⑥	緊急時対応方法提案書	様式 14	
⑦	主要機器等の設置箇所図提案書	様式 15	
◎	補足資料	様式自由 任意提出	上記各項目について、必要な関連資料・根拠資料を適宜挿入することができる。
◎	ESCO 提案のヒアリングに係る電子データ	—	標準 ESCO 提案募集要項「5. 審査及び審査結果の通知 (2)審査の流れ」参照

提案書の各ページの下中央に通し番号をふること。また、様式 7 に本府から送付された提案要請書に記載されている提案要請番号を記入すること(様式7以外の書類については、提案要請番号を記入しないこと)。

## (2) 作成要領

### 一般的事項

- a. 使用言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とし、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。
- b. 各提案書類については、住所、会社名、氏名等の表示は付さないこと。
- c. 「20. 既設機器更新による利益加算について」において定める機器についてそれぞれ更新の提案があった場合に限り、別添「ESCO 提案審査要領」の ESCO 提案審査評価項目「① ESCO 期間中の各年の本府利益が大きいこと」の各年の利益と、「②15 年間の利益総額が大きいこと」の 15 年間の利益総額にそれぞれ「20. 既設機器更新による利益加算について」において定める額を加算(機器更新相当費用加算額)することができる。この場合、提案総括表の所定欄に加算後の額とその内訳を記載すること。

なお、これらの機器更新相当費用加算額は、提案審査時においてのみ有効とするものであり、契約額の算定に何ら及ぶものではない。よって、提案書作成時における ESCO 収支計画に機器更新相当費用加算額を算入することは不可であり、機器更新相当費用加算額を含まずに ESCO 収支計画が成立することが必要である。

「(1) ESCO 提案時の提出書類」における各書類の記入は以下のとおりとする。

◎ 提案総括表

様式 16 の項目に従い、各 ESCO 事業者の書式で作成する。**予定する補助金の有無別に示すこと。**

なお、契約期間終了後以降における ESCO 設備の定期点検費用や維持管理費用については、15 年間の利益総額の算定にあたっては、考慮しなくてよい。

① ESCO 事業資金計画書

以下、a.～d.に関しては、様式 9-1～11 に従い作成し、e.に関しては、各 ESCO 事業者の書式に従い作成するものとする。**なお、a.～d.に関しては、予定する補助金の有無別に示すこと。**

a.費用等積算書

[1]工事費

標準 ESCO 提案募集要項「6.提示条件 (5)ESCO サービス料の支払い等 ③ESCO サービス料の総支払額 a.元金相当費用」に示したものを積算し、様式 9-1～5 を例に作成し、単価の根拠を明らかにすること。ただし、金利及び ESCO 事業者の経費も明示して計上すること。

[2]費用等積算表（元金相当額一覧）

様式 9-6 に従い、標準 ESCO 提案募集要項「6.提示条件 (5) ESCO サービス料の支払い等 ③ESCO サービス料の総支払額 a.元金相当費用」に示した元金相当費用の積算と、その積算根拠を示したものを提出すること。

b.ESCO 契約期間償還表

様式 9-7 に従い、ESCO 契約期間内の償還表を作成し、提出すること。

なお、契約期間終了後以降における ESCO 設備の定期点検費用や維持管理費用については、考慮しなくてよい。

c.長期収支計画表

様式 9-9 に従い、ESCO 契約期間中及び契約終了後においての、毎年の収支計画及び資金計画を各項目ごとに示したものを 15 年分提出すること。

なお、契約期間終了後以降における ESCO 設備の定期点検費用や維持管理費用については、考慮しなくてよい。

また、計測・検証費に関しては、標準 ESCO 提案募集要項「6.提示条件 (5)ESCO サービス料の支払い等 ②支払方法」による繰り上げ終了は考慮せず計上すること。

d.資金計画表

様式 9-10～11 に従い、資金調達に関する考え方、外部借入の内訳、その他資金調達手法、過去の借入実績を示したものを提出すること。また、金融機関からの借入れをする場合は、予定する金融機関との協議状況を記載すること。

## ② ESCO 技術提案書

### a.ESCO 技術提案説明書

省エネルギー改修提案の概要を、改修項目ごとに改修箇所、制御方法、費用、省エネルギー効果、節電効果、光熱水費削減効果、二酸化炭素排出削減効果、ベースライン消費量、削減額と削減保証基準額及び算定根拠等を様式 10(10-1～7)に従い提出する。

様式 10-2 については、以下の内容について記述すること。

- ・様式 10-2-1: 提案の基本方針・概要、その他アピールポイント等
- ・様式 10-2-2: NO<sub>x</sub>, SO<sub>x</sub>, ばいじん、騒音等についての環境性への配慮について
- ・様式 10-2-3: 品質管理、工事完了期限、設備引渡しへの信頼性について
- ・様式 10-2-4: 補助金等の可能性について(利用可能な補助金を明記すること)。
- ・様式 10-2-5: ESCO 契約期間終了後の対応について
- ・様式 10-2-6: LED 照明への改修について

下記のポイントについて、簡潔に記載すること。

- 執務環境の確保に関する考え方
- 安全性確保に関する考え方
- 緊急時(故障時、球切れ時等)対応の考え方
- その他アピールポイント
- 取替え対象の考え方(取替本数等)
- ・様式 10-2-7: 直管形 LED ランプ仕様報告書  
使用する LED ランプについて、府が指定する仕様への適合状況を記載すること。また、府が指定する計算条件での照度計算書を併せて添付すること。

様式 10-3 については、本府が別途提供する省エネルギー診断に関する参考資料と応募者による診断結果に差異がある場合に詳細を記述するものとし、差異がなければ、様式 10-3 の下部欄にチェックを入れるのみで詳細を記述する必要はない。ただし、本府から省エネルギー診断に関する参考資料の提示が無い場合は詳細を記述すること。

様式 10-6「改修効果の試算」については、予定する補助金の有無別に示すこと。

エネルギー量や二酸化炭素排出量の算出に用いる換算係数は下表のとおりとする。コージェネレーションの導入を考慮する場合のみ火力平均で計算すること。

ガスについては、必要に応じて、 $1.045 \text{ m}^3 = 1 \text{ Nm}^3$ にて換算を行うこと。

種 別	一次エネルギー換算	二酸化炭素排出係数
電気(昼間)	9.97 MJ/kWh ※1	0.414 kg-CO <sub>2</sub> /kWh ※2
電気(夜間)	9.28 MJ/kWh ※1	火力平均 : 0.69 kg-CO <sub>2</sub> /kWh ※3
ガス(13A)	45 MJ/Nm <sup>3</sup> ※4	2.29 kg-CO <sub>2</sub> /Nm <sup>3</sup> ※4
上水	—	0.187 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup> ※5
下水	—	0.392 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup> ※5
重油A	—	2.71 kg-CO <sub>2</sub> /l ※2
灯油	—	2.49 kg-CO <sub>2</sub> /l ※2

※1:「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」別表第三による

※2:「地球温暖化対策の推進に関する法律」による

電気については、関西電力㈱の23年度報告値とする

※3:中央環境審議会地球環境部会「目標達成シナリオ小委員会中間とりまとめ(2001年7月)」に使用された需要端CO<sub>2</sub>排出係数による

※4:大阪ガス(株)の公表値

※5:国立環境研究所の研究成果による

様式10-7「省エネルギー効果の計測・検証手法」については、「④計測・検証方法提案書」で提案する方法について、様式で示す内容について記載すること。

#### b.技術提案書作成に当たっての注意点

[1]室内環境を現状環境基準並びに「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(いわゆる建築物衛生法)」における各種環境基準以下に悪化させるような、いわゆる我慢の省エネに類する提案は受け付けない(現状の水準を確保すること)。

例)タイマー制御による空調機の強制間欠運転等

[2]騒音・振動等の発生の予想される工法・機器等の設置については、その減音対策・防振対策や予想騒音値・振動値を根拠を付して記述すること。

[3]ESCO設備の導入による維持管理にかかる人件費や定期点検費の削減効果は、光熱水費の削減効果として認められない。

[4]補助金有りの提案内容については、補助金無しの提案内容にさらに省エネルギー項目を追加したものとしてもよい。

#### ③ ESCO設備維持管理提案書

様式11の項目に従い、各ESCO事業者の書式で作成する。

#### ④ 計測・検証方法提案書

様式12の項目に従い、各ESCO事業者の書式で作成する。

なお、改修した照明器具の省エネルギー効果の計測・検証方法については、IPMVP(International Measurement and Verification Protocol 国際性能計測・検証議定書)や(財)省エネルギーセンターのガイドライン、国土交通省のマニュアル等で示されている、「オプションA」(別紙-1「計測・検証方法の設定(官庁施設におけるESCO事業導入・実施マニュアル 抜粋)」を参照のこと)による簡易的手法を採用すること。

#### ⑤ 運転管理指針提案書

様式13の項目に従い、各ESCO事業者の書式で作成する。

#### ⑥ 緊急時対応方法提案書

様式14に従い、各ESCO事業者の書式で作成する。

⑦ 主要機器等の設置箇所図提案書

様式 15 に従い、各 ESCO 事業者の書式で作成する。

◎ ESCO 提案のヒアリングに係る電子データ

a. 作成要領

提案書の概要をまとめた電子データの作成(株マイクロソフト社製ソフトウェア「パワーポイント」形式に対応すること)を行うこと。

最低限盛り込むべき内容は、次のとおりである(下記の[2]技術内容の説明を主として作成すること)。

[1]省エネ率、節電率、CO2削減率、本府の利益(各年並びに15年間総額)、ESCO サービス期間(補助金無しと補助金有り)、ESCO サービス料(補助金無しと補助金有り)について

[2]提案技術内容について

特徴のある技術内容を中心にわかりやすく解説すること。

LED 照明化についての提案技術内容についても、盛り込むこと。

[3]維持管理、計測・検証、緊急時対応について

b. 作成に当たっての注意事項は次のとおりである。

[1]音声(電子音声は不可)によるナレーションを付けることができる(任意)。なお、その場合、収録時間は7分を越えないこと(厳守)。

[2]会社名、氏名等の表示、紹介等は一切入れないこと。

[3]パワーポイント 2010 のバージョンに対応すること。

c. 電子データ提出方法

CD-ROM に収録の上、1枚提出すること。併せて同ファイルを印刷したものを6部提出すること。

d. 電子データの取扱いについて

電子データは、次の場面において使用する。

[1]事務局が ESCO 提案者に対して行う ESCO 提案のヒアリング時に使用する。

[2]提案審査委員会において、各審査委員に対して、提案概要説明を事務局が行う際の補足資料として使用する。

e. その他注意事項

ESCO 提案の審査は、ESCO提案書により行うが、本電子データによる説明も、提案の審査において参酌される。

20. 既設機器更新による利益加算について

「19. ESCO 提案提出書類・作成要領 (2)作成要領 c.」に記載の、別添「ESCO 提案審査要領」の ESCO 提案審査評価項目「①ESCO 期間中の各年の本府利益が大きいこと」の各年の利益と、「②15年間の利益総額が大きいこと」の15年間の利益総額への既設機器更新による加算については、以下のとおり加算できるものとする。

保健所毎に中央熱源空調設備、個別空調設備を各々全て一式更新(同等の能力を有するシステムに更新した場合を含む)する場合は、次表「既設機器更新による工事費利益加算額」



で定める金額を該当項目についてのみ加算できる。

なお、各空調設備の概要については、別紙-2「各保健所の主な空調設備一覧表」による。

表:既設機器更新による工事費利益加算額

保 健 所 名	既設機器更新		
	対象空調機器	各年の利益に加算できる額[万円]/各年(税込)	15年間の利益に加算できる額[万円]/15年(税込)
池田保健所	中央熱源	122	1,830
茨木保健所	中央熱源	346	5,190
	個別空調	33	495
守口保健所	中央熱源	77	1,155
四條畷保健所	中央熱源	152	2,280
	個別空調	28	420
八尾保健所	中央熱源(ガスボイラー2004年製を除く)	100	1,500
藤井寺保健所	中央熱源	178	2,670
	個別空調	23	345
富田林保健所	個別空調	57	855
和泉保健所	個別空調	13	195
岸和田保健所	中央熱源	76	1,140
泉佐野保健所	中央熱源	246	3,690
	個別空調	30	450

※寝屋川保健所は2009年に個別空調に更新済みのため、対象外とする

## 21.ESCO技術提案書作成に当たっての注意点(補足事項)

### ① 照明のLED化に関する提案について

- a. 本府が指定する執務室等の既設蛍光灯ランプについて、直管形LEDランプへ改修する提案を全所とも必ず行うこと。この提案がない場合は失格とする。
- b. 直管形LEDランプの仕様等については、別紙-3-1「直管形LEDランプ仕様書」及び別紙-3-2「照度計算補足説明書」によるものとする。また、仕様の適合状況については、指定様式10-2-7に記載すること。また、同仕様書に記載されている計算書等も添付すること。
- c. 改修提案対象範囲は別紙-4「各保健所照明器具一覧と稼動状況表」に示すとおりとする。このうち、備考欄に特記している室についてはLED改修必須とする。ただし、間引きもしくは消灯しているランプは改修提案対象除外としてもかまわない。これらは現場ウォークスルー調査時に応募者において現地確認を行うこと。
- d. 調光機能が付加された直管形LEDランプの提案も可とする。
- e. 現場ウォークスルー調査時点からのさらなる間引きを行う類の提案は不可とする。
- f. 最優秀提案者となった場合の試験設置について
  - ・ 直管形LEDランプが提案どおりの性能を有するか、不具合がないか等を本格設置する前にあらかじめ確認するために、試験設置を行うものである。  
試験設置期間中は、本府職員による確認を行う。確認項目は照度、チラつき、グレア、色合いや目視による異常有無等についてである。
  - ・ 試験設置範囲は、最優秀提案者選定後に本府より指示をするが、2保健所で合計30本程度を設置することとする。
  - ・ 試験設置工事は、平成25年1月頃を予定しておくこと。
  - ・ 設置工事は、最優秀提案者が行うものとし、設置に要する費用の一切は事業者が負担すること。また、照度確認のための照度計を設置期間中数個配備すること。
  - ・ 試験設置期間は設置完了後から平成25年3月下旬を予定
  - ・ 設置期間終了後は、最優秀提案者により元通りに復旧することとし、復旧に要する費用は一切事業者が負担すること。  
ただし、試験設置結果が良好であれば、そのまま継続設置しておくよう府が要請する場合がある。
- g. ESCO契約期間中は、球切れや故障があった場合も保証すること。また、球切れに対応するため、各保健所に予備ランプを準備しておくこと。
- h. 著しく劣化しているソケットについては、ESCO事業者負担で交換すること。
- i. 施工のために天井改修等が必要な場合も、ESCO事業者負担で行うこと。
- j. ESCO事業者で設置した直管形LEDランプには、判別できるシールを貼付すること。
- k. 改修工事は、土曜日、日曜日、祝日の昼間(9時～17時)を作業時間の予定とすること。
- l. 改修した照明器具の省エネルギー効果の計測・検証方法については、IPMVP(International Measurement and Verification Protocol 国際性能計測・検証議定書)や(財)省エネルギーセンターのガイドライン、国土交通省のマニュアル等で示されている、「オプションA」(別紙-1「計測・検証方法の設定(官庁施設におけるESCO事業導入・実施マニュアル 抜粋)」を参照のこと)による簡易的手法を採用すること。

- ② 大阪府は、現在のところ空調設備の保守点検を行う契約を専門業者と締結している。ESCO サービス期間中も当該設備(ESCO 設備となった場合も含む)の保守点検が引き続き支障なく実施できるよう配慮すること。
- ③ 補助金無し、補助金有りの提案は、各年の ESCO サービス料の大きな提案の方が、契約期間が長い又は同期間であること。  
(これは、本府が債務負担行為により支払いを行う際に、支障のないよう定めるものである。)
- ④ 選定 ESCO 事業者が、補助金交付申請時や契約時において、当初の提案書の主要な部分を変更する等の不誠実な対応がある場合には、本府は、当該 ESCO 事業者に対し、その選定を失効させるなどの対応をすることがある。
- ⑤ 提案書を補強できるカタログやパンフレット、その他の資料については、提案者の判断で、必要最小限のものに限り追加できる。
- ⑥ 茨木保健所の4、5階については、空調にかかる提案は可であるが、照明その他の提案は不可とする。
- ⑦ 空調改修を行う場合は、空調を実施していない中間時期(10月から11月まで)に実施することを原則とする。

官庁施設におけるE S C O事業導入・実施マニュアル

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 設備・環境課

平成23年5月

## 目 次

第1章	ESCO事業の概要	
1. 1	目的	1
1. 2	ESCO事業の概要	1
1. 3	設備更新型ESCO事業の概要	2
1. 4	ESCO事業実施フロー	3
第2章	導入計画	
2. 1	基本事項	4
2. 2	施設の実態把握及び分析	6
2. 3	ESCO事業導入可能性判断	9
2. 4	フィージビリティ・スタディ	10
2. 5	ESCO事業導入の適否の判断	13
2. 6	ESCO事業の予算化	13
第3章	入札公告・事業者選定・契約	
3. 1	基本事項	17
3. 1. 1	ESCO事業の導入フロー（入札公告・事業者選定・契約段階）	17
3. 1. 2	入札公告時に必要な資料	19
3. 2	与条件の設定	19
3. 2. 1	業務要求水準の設定	19
3. 2. 2	提案対象範囲の設定	20
3. 2. 3	計測・検証方法の設定	21
3. 2. 4	光熱水の原単位の設定	22
3. 3	ESCO事業者の募集及び選定に関する事項の設定	23
3. 3. 1	ESCO事業者の役割と求められる要件	23
3. 3. 2	技術提案の評価	24
3. 3. 3	総合評価の方法及び落札方式	26
3. 4	技術資料作成要領	28
3. 5	業務の監視及び改善要求措置要領	29
3. 5. 1	基本事項	29

### 3. 2. 3 計測・検証方法の設定

事業の実施時において、計測・検証が確実にできるよう、適切な計測・検証方法の提案を求める。提案には、計測・検証に係るベースラインの適切な設定も含める。

なお、「3. 2. 1 業務要求水準の設定」で、水準の設定を現状と異なるものに設定した場合は、これを踏まえた計測・検証方法についても提案を求める。

また、改修対象範囲ごと又は提案技術ごとに、計測・検証方法を指定する必要がある場合には、次の代表的な4つのオプション（選択肢）を参考に、適切に設定する。ただし、「3. 3. 2 技術提案の評価」との整合についても留意する。

なお、オプションは省エネルギー対策範囲のエネルギー用途、機器の特性及び計測・検証に要する費用を考慮して選択しなければならない。

設備更新型ESCO事業において、発注者が指定した設備機器の更新による省エネルギー効果とその他の技術による省エネルギー効果との計測・検証の区分が困難な場合は、事業全体での省エネルギー効果の計測・検証方法の提案を求める。

#### 1) オプションA

省エネルギー対象機器ごとのエネルギー消費量の差を算出するのに、設備容量、稼働時間、及び省エネルギー率を乗じて省エネルギー効果を評価する。設備容量の設定は、省エネルギー対策の前後に1回又は短期の実測を行う場合と、メーカーのカタログデータを使用して推定する場合がある。

[ベースラインの設定例]

・一定消費電力機器、器具、システムの場合

= 対策前機器の消費電力 × 機器数 × 稼働時間

## 2) オプションB

省エネルギー対策前後に、対象機器の出力（能力）、エネルギー消費などを一定期間あるいは長期計測する。

[ベースラインの設定例]

- ・一定消費電力機器、器具、システムの場合  
＝対策前機器の消費電力×機器数×稼働時間
- ・負荷連動機器＝相関が強いパラメータを用いた統計解析モデル式

## 3) オプションC

施設全体のエネルギー又は系統別エネルギー消費の実測結果、あるいはエネルギー供給会社の料金請求書を基に統計的処理を行う。

[ベースラインの設定例]

相関が強いパラメータを用いた統計解析モデル式

## 4) オプションD

空調熱負荷シミュレーター、空調用エネルギー消費シミュレーター等を使用し、熱負荷又はエネルギー消費を推計して、省エネルギー効果を求める。

### 3. 2. 4 光熱水の原単位の設定

光熱水費削減額の原単位及び二酸化炭素排出削減量の原単位は、「2. 4 (2) フィージビリティ・スタディの実施」により設定する。

各保健所の主な空調設備一覧表

別紙-2

	チラー及び吸収式	パッケージエアコン	冷 却 塔	ボ ン ブ	ファンコイル・調和	ボ イ ラ ー
1	池 田	RCU-60WI(日立)		MT-6014L	100SFM(エパ <sup>ラ</sup> ) 80SGM(エパ <sup>ラ</sup> )	ファンコイル44台 NP-300HG-A(川重)
2	茨 木	GLB-120A(川重) GLB-100A(川重)	RSXY-6GA×1台 RSXY-8GA×1台 RSXY-10GA×1台 RSXY-10H×2台 SKY-40JB×1台 (ダ <sup>イ</sup> キ)	SKB-120PGER(空研) SKB-100PGER(空研)	SHF125- II (エパ <sup>ラ</sup> ) SHF-100- I (エパ <sup>ラ</sup> ) SHF-100- I (エパ <sup>ラ</sup> ) SHF-100- II (エパ <sup>ラ</sup> )	調和機4台 ファンコイル88台
3	寝屋川	次頁 参照				
4	守 口		RP-15U×3台(日立)	CTA-50NE(スビ <sup>ント</sup> ル)	80×65FS2F(エパ <sup>ラ</sup> )	GSA-250HN(タ <sup>ク</sup> マ)
5	四 条 畷	SUW-G100L(三洋)	FDC-250HKX7×2台 FDC-200HKX7×2台 FDC-125HKX7×1台 (三菱重工)	SKB-100PGER(空研)	SJ4125×100(極東) SJ480×65(極東)	ファンコイル66台
6	八 尾	RCU-60WI(日立)		MT-601(日立)	100SFM(エパ <sup>ラ</sup> ) 80SGM(エパ <sup>ラ</sup> )	ファンコイル41台 BM-G130(巴)
7	藤井寺	FG-100SA(日立)	RAS-200FS1×2台 RAS-250FS1×1台 RAS-125FS1×1台 (日立)	KW-105S1NK(日立)	F1256(極東) F1006(極東)	ファンコイル90台
8	富田林		RSXY-16G×5台 CRY-5M×1台 CRY-80M×2台 (ダ <sup>イ</sup> キ)			
9	和 泉		CU-125UMB×8台(松下) CU-200UMB×6台(松下)			
10	岸和田		RP-180×3台(日立)	M-5014(日立)	JOVCH80×65(日立)	CVS-220GM-H(昭和)
11	泉佐野	CH-V100V-55(矢崎)	RSXY-6H×1台 RSXY-8H×2台 RSXY-10H×1台 RSXY-20H×1台 (ダ <sup>イ</sup> キ)	SKB-100PGER(空研)	SJ4125×100(極東) SJ480×65(極東)	TVC-242H ファンコイル56台



## (大阪府寝屋川保健所)

機器名称	数量	単位	機器種別			メーカー	型番	備考
			室外機	室内機	その他			
ACP-1	1	台	○			ダイキン工業	RSYP355P	
ITU-1	1	台			☆氷蓄熱槽	ダイキン工業	TSSP560P	
ACP-1-1	1	台		○		ダイキン工業	FXYFP71MC	
ACP-1-2	1	台		○		ダイキン工業	FXYFP71MC	
ACP-1-3	1	台		○		ダイキン工業	FXYFP71MC	
ACP-1-4	1	台		○		ダイキン工業	FXYFP71MC	
ACP-1-5	1	台		○		ダイキン工業	FXYFP71MC	
ACP-2	1	台	○			ダイキン工業	RXYP280AA	
ACP-2-1	1	台		○		ダイキン工業	FXYFP71MC	
ACP-2-2	1	台		○		ダイキン工業	FXYFP71MC	
ACP-2-3	1	台		○		ダイキン工業	FXYFP71MC	
ACP-2-4	1	台		○		ダイキン工業	FXYFP71MC	
ACP-3	1	台	○			ダイキン工業	RXYP224AA	
ACP-3-1	1	台		○		ダイキン工業	FXYMP224MF	
ACP-4	1	組		●		ダイキン工業	SZCP80ABT	1組＝室外機1台＋室内機1台
ACP-5	1	台	○			ダイキン工業	RXYP140AA	
ACP-5-1	1	台		○		ダイキン工業	FXYFP45MC	
ACP-5-2	1	台		○		ダイキン工業	FXYFP45MC	
ACP-6	1	台	○			ダイキン工業	RXYP140AA	
ACP-6-1	1	台		○		ダイキン工業	FXYFP45MC	
ACP-6-2	1	台		○		ダイキン工業	FXYFP45MC	
ACP-7	1	台	○			ダイキン工業	RXYP140AA	
ACP-7-1	1	台		○		ダイキン工業	FXYFP45MC	
ACP-7-2	1	台		○		ダイキン工業	FXYFP45MC	
ACP-8	1	台	○			ダイキン工業	RXYP140AA	
ACP-8-1	1	台		○		ダイキン工業	FXYAP36M	
ACP-8-2	1	台		○		ダイキン工業	FXYFP45MC	
ACP-9	1	組		■		ダイキン工業	SZCP160ABD	1組＝室外機1台＋室内機2台
ACP-10	1	組		■		ダイキン工業	SZCP140ABD	1組＝室外機1台＋室内機2台
ACP-11	1	組		■		ダイキン工業	SZCP80ABTD	1組＝室外機1台＋室内機2台
ACP-12	1	組		●		ダイキン工業	SZCP80ABT	1組＝室外機1台＋室内機1台
ACP-13	1	組		●		ダイキン工業	SZCP80ABT	1組＝室外機1台＋室内機1台
ACP-14	1	組		●		ダイキン工業	SZCP80ABT	1組＝室外機1台＋室内機1台
ACP-15	1	組		●		ダイキン工業	SZCP63ABT	1組＝室外機1台＋室内機1台
ACP-16	1	組		●		ダイキン工業	SZCP63ABT	1組＝室外機1台＋室内機1台
ACP-17	1	組		●		ダイキン工業	SZCP45ABT	1組＝室外機1台＋室内機1台
ACP-18	1	組		●		ダイキン工業	SZCP40ABT	1組＝室外機1台＋室内機1台
ACP-19	1	組		●		ダイキン工業	SZAP40ABT	1組＝室外機1台＋室内機1台
ACP-20	1	組		●		ダイキン工業	SZAP40ABT	1組＝室外機1台＋室内機1台
ACR-1	1	組		●		ダイキン工業	S25KTSXS-W	1組＝室外機1台＋室内機1台

## 直管形 LED ランプ仕様書

### ■基本的仕様

1. 既設直管形蛍光灯器具本体に取り付け可能である直管形 LED ランプであること。
2. 直管形 LED ランプと電源部の組み合わせ形式は、ランプ内蔵形、別置形どちらでも可能とする。ただし、電源部別置形の場合、電源部に関して電気用品安全法に適合（PSEマーク取得）していること。
3. 直管形 LED ランプは、商用電源直結形であること。  
電源部別置形の場合は、電源部に対して商用電源直結形とし、適当な場所にて固定設置すること。電源部が重い場合は、支持ボルト等にて固定すること。
4. 口金ピンからの給電方式は、ランプの片側、両側、もしくはくぼみ形コンタクト口金とし、ランプ交換時に感電リスクの無い方式が望ましい。

### ■改修内容に関して

1. 既設直管形蛍光灯器具本体の配線及び安定器は、直管形 LED ランプ設置のため切り離しを行い、切り離された配線は端末処理を施すこと。切り離された配線及び安定器は、復旧可能な状態にて残置とする。
2. 既設直管形蛍光灯器具本体の G13 受金及び配線はそのまま利用して構わないが、劣化しているものについては取替えること。  
(劣化の基準：ソケットについてはひびが入っている、変色している等、配線については腐食している等、長期の使用に耐えられないもの)
3. 直管形 LED ランプの口金が G13 以外の形式である場合は、既設蛍光灯器具本体の受金をそのランプ口金に対応したものに全数取替えること。
4. 既設回路に対して接続台数が制限される場合や、突入電流が許容電流値を超える場合は、既設回路を改修すること。
5. 取り外した蛍光灯は全て適切な処理にて廃棄すること。
6. 契約期間中に受金が外れた場合には、取替えを実施すること。
7. 既設非常照明器具の蛍光灯を直管形 LED ランプに改修する場合、別途で非常照明器具を設置すること。ただし、既設非常照明器具が電源別置形白熱灯を組み込んでいる場合は、白熱灯回路を改造しないことを条件とし直管形 LED ランプに改修できるものとする。

### ■特記仕様

1. 寸法  
JIS C 7617-2 で定められている規格に適合すること。また、既設直管形蛍光灯 40

形に適合する寸法であること。

2. 口金（ランプ保持部）  
G13（JIS C 7709-1）、GX16t-5（JEL801:2010）、又は専用口金
3. 質量  
500g 以下  
ただし、電源別置形の場合、電源部質量は含まない。
4. 材質  
直管形 LED ランプ本体は、難燃性を有し、破砕されたときには飛散する恐れのないものであること。また、点灯時 LED 素子が目立たないように発光面は乳白色相当とする。
5. 全光束  
1900lm 以上
6. 消費電力  
25.0W 以下  
※電源部消費電力を含めてのランプ 1 本当たりとする。
7. 定格電圧  
100V 及び 200V
8. 色温度  
4600~6500K
9. 平均演色評価数(Ra)  
70 以上
10. 電源装置の出力電流波形  
JEL801:2010「9. 制御装置の要求事項」のリップル率 1.3 未満の基準を満たすこと。  
※リップル率とは、ランプ電流波形の変動幅（最大値－最小値）をランプ電流値の平均で除した値を言う。
11. 配光  
JEL801:2010「6. ランプの性能要求事項」のランプ配光は下方立体角 120° の範囲に 70% を超えて光束を集中させない基準を満たすこと。
12. 1/2 照度角  
45° 以上  
※1/2 照度角とは、光源直下の水平面照度に対して、同一水平面上で 1/2 の照度になる点と光源とを結ぶ線と光源の垂直軸とのなす角度を言う。
13. 寿命  
40000 時間以上

#### 14. ランプ本体耐熱性

JEL801:2010「5. ランプの安全性要求事項」の周囲温度差 50K（絶対温度）における熱収縮変化は±2.0mm 以下であり、自重によるたわみは中央部で 10mm 以下とする基準を満たすこと。

#### 15. 絶縁抵抗・耐電圧

JIS C 8105-1「第 10 章 絶縁抵抗、耐電圧、接触電流及び保護電流導体 10.2 絶縁抵抗及び耐電圧」で定められているクラス 1 に準拠すること。

#### 16. 高調波

JIS C 61000-3-2 で定められているクラス C の有効入力電力に応じた基準を満たすこと。

#### 17. 電磁波雑音 1

「電気用品の技術基準の解釈」の「〔附属の表の 2〕電気用品の雑音の強さの測定方法」の「第 7 章 照明器具等」の基準を満たすこと。

#### 18. 電磁波雑音 2

国際無線障害特別委員会 CISPR15 で定める「蛍光ランプを使用する蛍光灯器具」の基準を満たすこと。

#### 19. 生産物賠償責任保険

有効な生産物賠償責任保険（PL 保険）証券の写しを提出可能な場合は提出すること。

#### 20. パテント

LED チップ、LED モジュール、LED ランプ及びその電源装置が、他社の知的財産権を侵害していないことについて説明書を提出すること。

#### ■ その他

既設直管形蛍光灯 40 形を直管形 LED ランプに改修後の照度分布を DIALux 等の計算ソフトにて計算し照度計算書として提出すること。改修前の既設直管形蛍光灯 40 形の照度分布も計算可能な場合は併せて提出すること。計算条件及び照度計算書記載項目は下記に示すとおりとする。

改修後の直管形 LED ランプは上記仕様を満たすものであること。改修前の実測照度データを別で配布するので、その計測値以上の照度を確保できるものであること。

##### 『計算条件』

- 別紙 3-2（照度計算補足説明書）に記載の 2 保健所指定居室内の照度計算を行うものとする。該当居室、計算範囲、部屋のジオメトリに関しては、別紙 3-2 を確認すること。
- 指定した既設直管形蛍光灯 40 形器具のみを直管形 LED ランプに取替えるものとする。指定した器具のみを点灯し、その他器具は消灯とした状態にて計算を行うこと。詳細は、別紙 3-2 を確認すること。
- 取り付ける直管形 LED ランプは、全数同タイプとする。

- 部屋の高さ（天井高）及び計算面高さは、別紙 3-2 を確認すること。
- 保守率 改修前 0.70 改修後 1.0 とする。
- 反射率 床 20% 天井 70% 壁 50% とする。

『照度計算書記載項目』

提出する照度計算書は、最低限下記に示す項目を記載したものであること。

- 照度分布
- 計算面高さにおける平均照度、最小照度、及び最大照度
- 使用する直管形 LED ランプの品名もしくは品番
- 計算上の器具取付け高さ
- 計算上の点灯台数（数値記載もしくは計算書から数え上げられること）
- 保守率
- 床、天井、及び壁の反射率

※最優秀提案者となった事業者は、直管形 LED ランプの試験設置を実施した際、照度測定を実施し計算値との比較結果を報告すること。計算値より大きく下がる場合には、直管形 LED ランプの選定見直しを実施することが有り得るものとする。

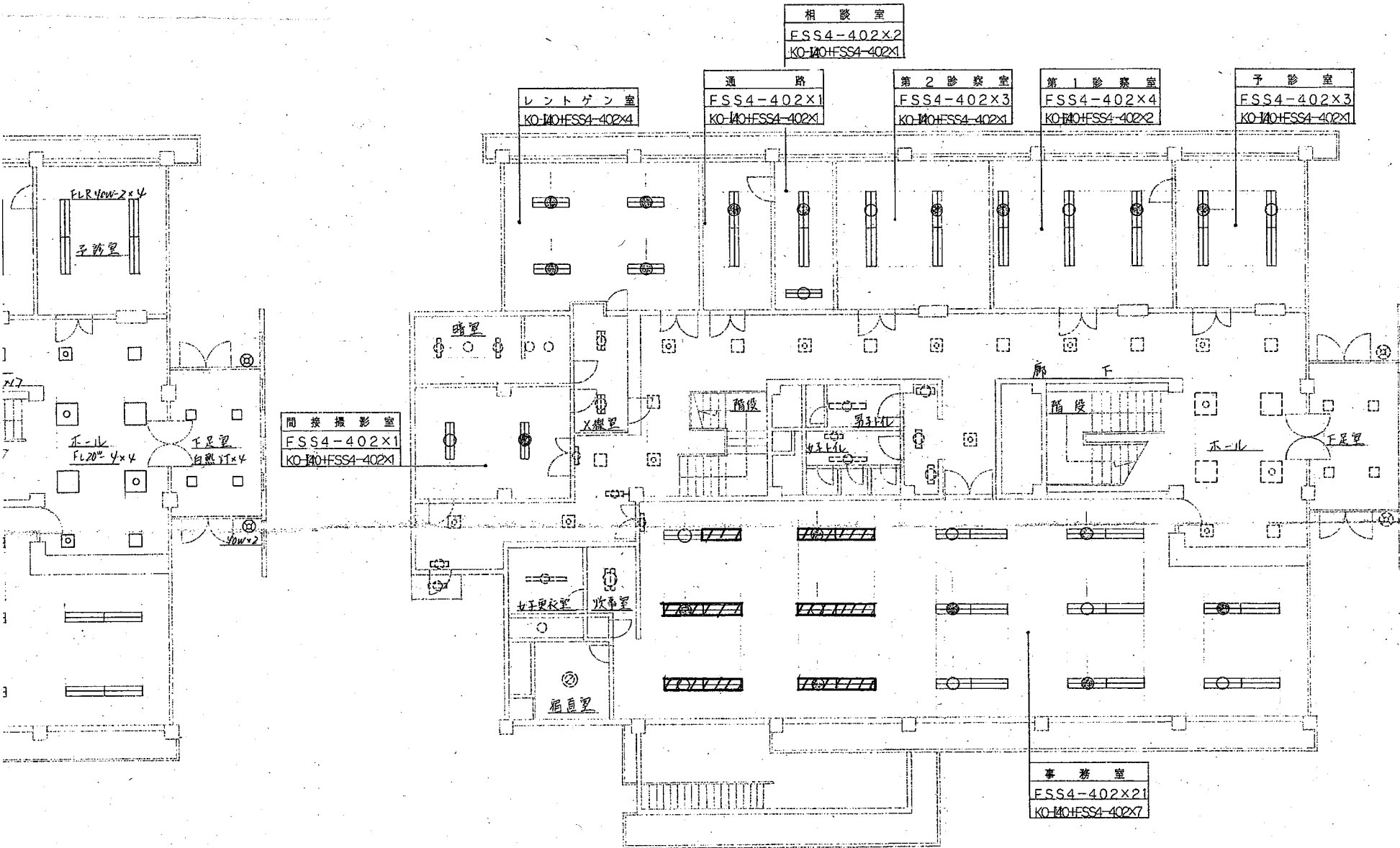
■仕様報告書の提出

使用する直管形 LED ランプの仕様及び照度計算書を様式 10-2-7 直管形 LED ランプ仕様報告書として提出すること。

## 照度計算補足説明書

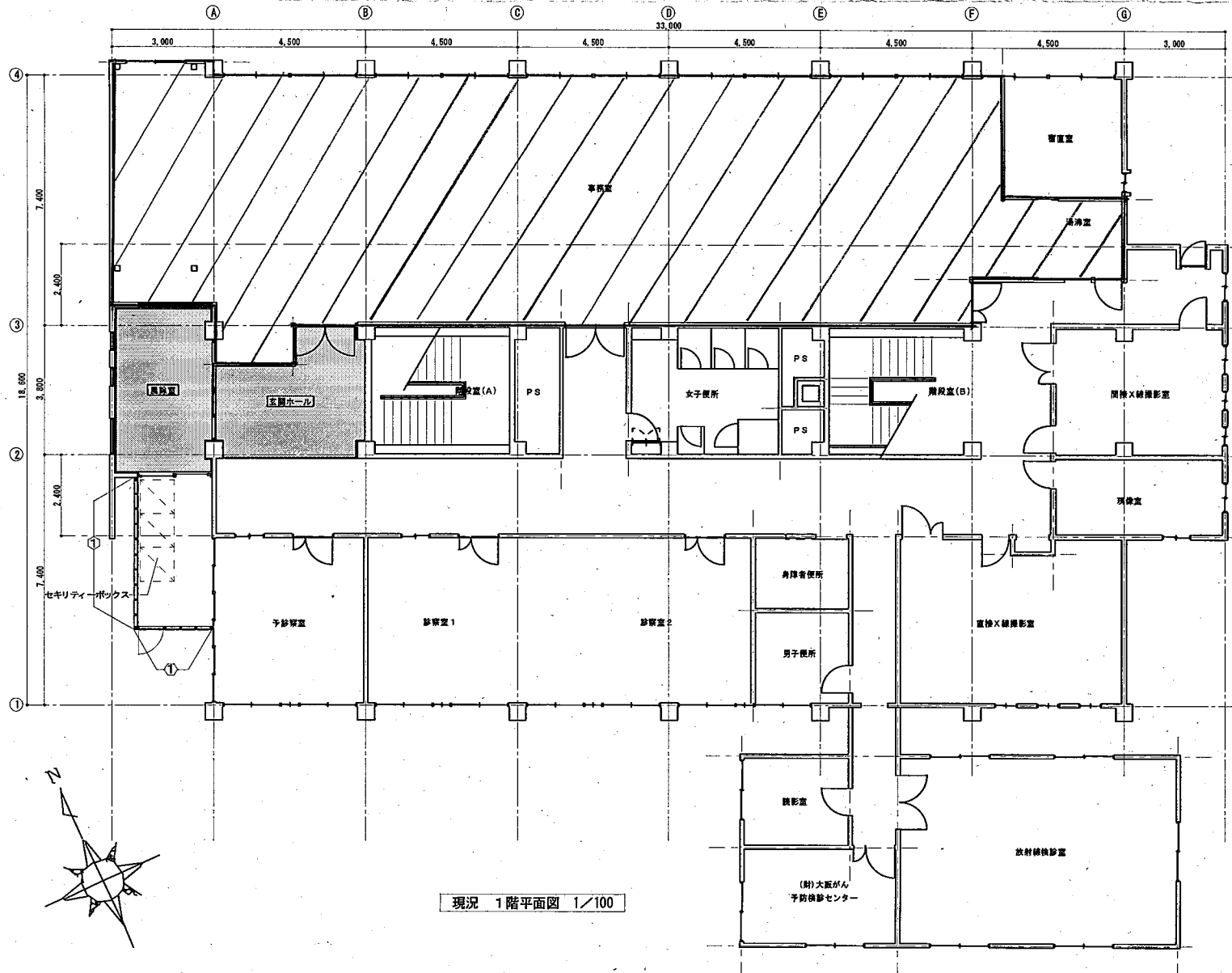
1. 照度計算該当居室は、岸和田保健所の事務室、及び藤井寺保健所の細菌検査室2とすること。
2. 照度計算範囲は、岸和田保健所の事務室については2ページ、藤井寺保健所の細菌検査室2については6ページにそれぞれ示す範囲とする。
3. 該当教室のジオメトリは、岸和田保健所の事務室については3ページ、藤井寺保健所の細菌検査室2については8ページのそれぞれの建築図面によること。
4. 直管形LEDランプに取り替える既設直管形蛍光灯40形器具は、岸和田保健所の事務室については1ページ、藤井寺保健所の細菌検査室2については5ページにそれぞれ指定する器具とすること。
5. 指定した器具形状は、岸和田保健所の事務室について1ページの凡例とおりの器具、藤井寺保健所の細菌検査室2については7ページに示す器具とすること。
6. 指定した器具の詳細位置は、岸和田保健所の事務室については1ページ、藤井寺保健所の細菌検査室2については5ページのそれぞれの電気設備図面から、3ページ及び8ページのそれぞれの建築図面に落とし込んだ位置とすること。
7. 部屋の高さ（天井高）及び計算面高さは、岸和田保健所の事務室については2ページ、藤井寺保健所の細菌検査室2については6ページにそれぞれ記載する数値とすること。

注意：ページ番号は、右上に表示された数値とする。

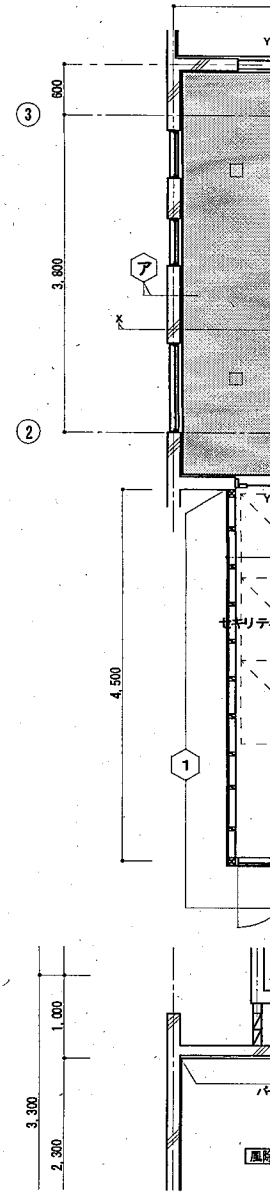


直管形LEDランプ取替対象器具:斜線器具(計11台(22本))

計算範囲:斜線箇所(事務室) 天井高:2485mm 計算面高さ:床上700mm

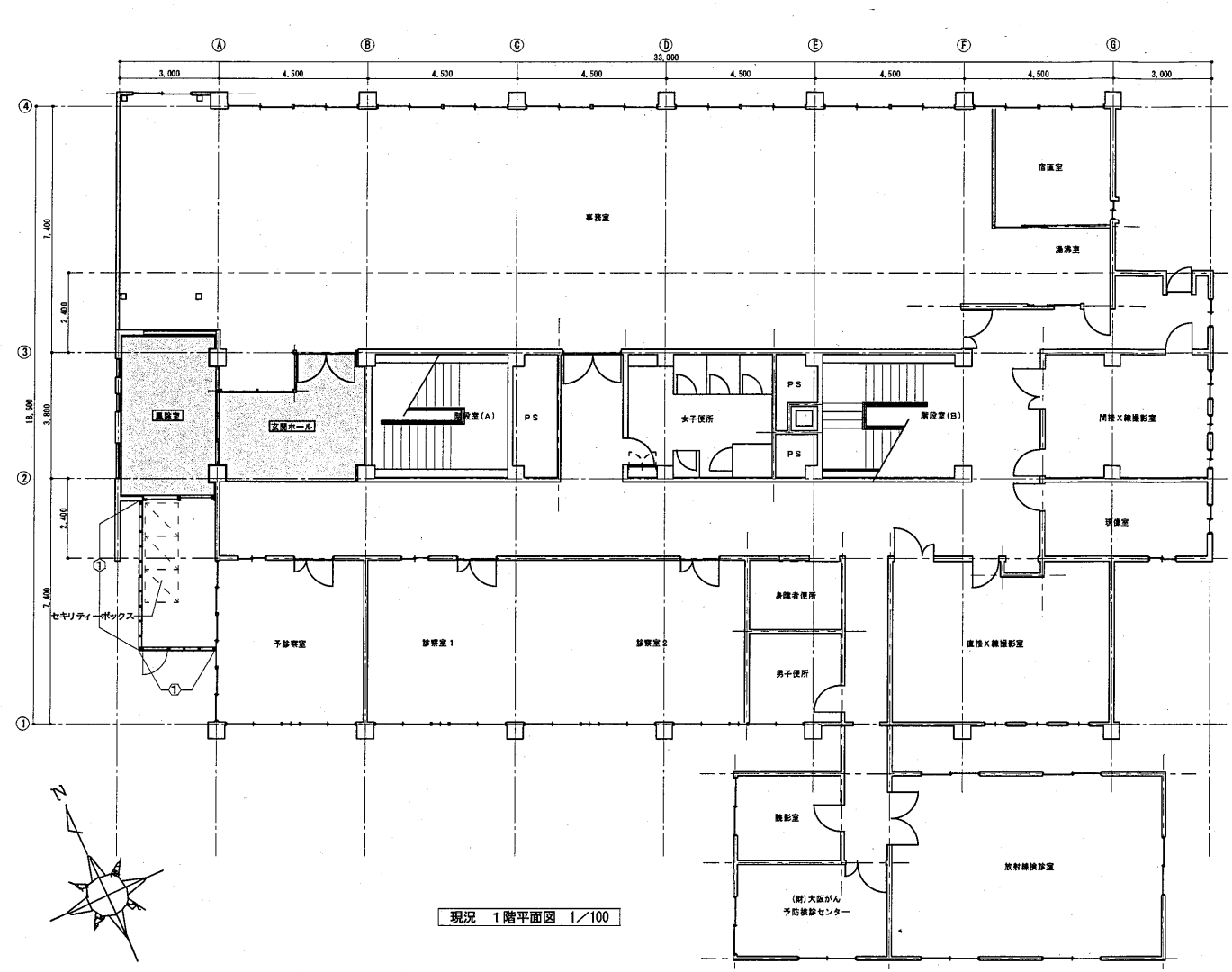


現況 1階平面図 1/100

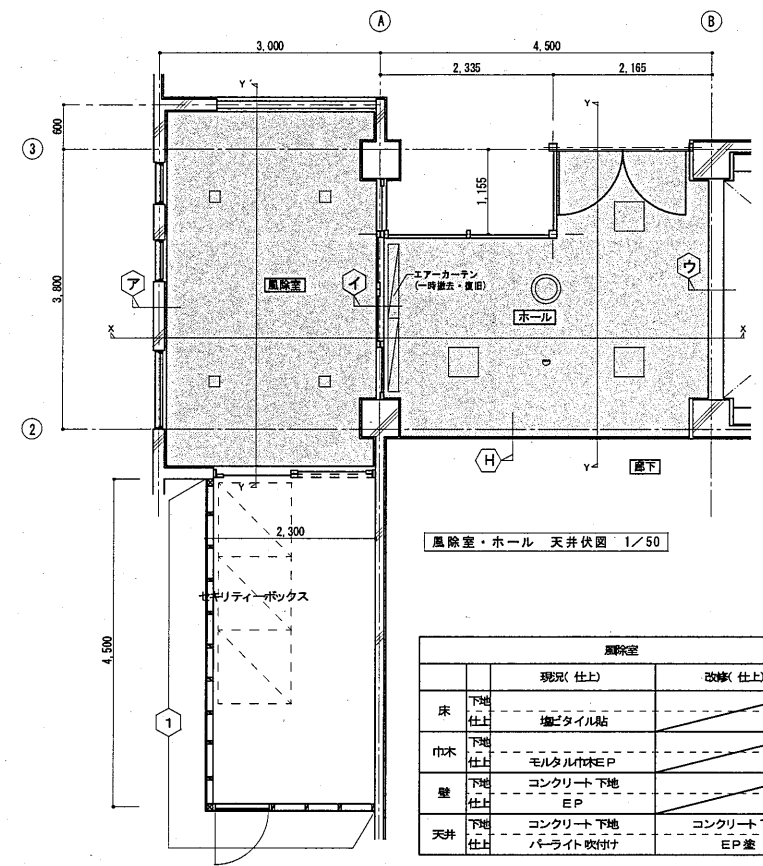


風斜





現況 1階平面図 1/100



風除室・ホール 天井伏図 1/50

		現況(仕上)	改修(仕上)
床	下地		
	仕上	塩ビタイル貼	
巾木	下地		
	仕上	モルタル作木EP	
壁	下地	コンクリート下地	
	仕上	EP	
天井	下地	コンクリート下地	
	仕上	パーライト吹付け	EP塗

		現況(仕上)	改修(仕上)
床	下地		
	仕上	塩ビタイル貼	
巾木	下地		
	仕上	モルタル作木EP	
壁	下地	コンクリート下地	
	仕上	EP	
天井	下地	木下地石膏ボードt=9.0	木下地
	仕上	パーライト吹付け	化粧石膏ボードt=9.5

**足場養生条件**  
 ※足場は自立足場とし、足場板が密着する。  
 ※密着養生は完全体行う。  
 ※密着養生除去後の開口部は工事終了時14 ラワン合板(12mm)にて塞ぐこと。  
 ※アスベスト除去に伴う足場の仮設計画(作業床高さ・平面位置)については、現況を考慮した上で行う事。  
 なお、仮設計画の作成に当たっては、監督員・施設監督者及び関係者と十分協議を行う事。

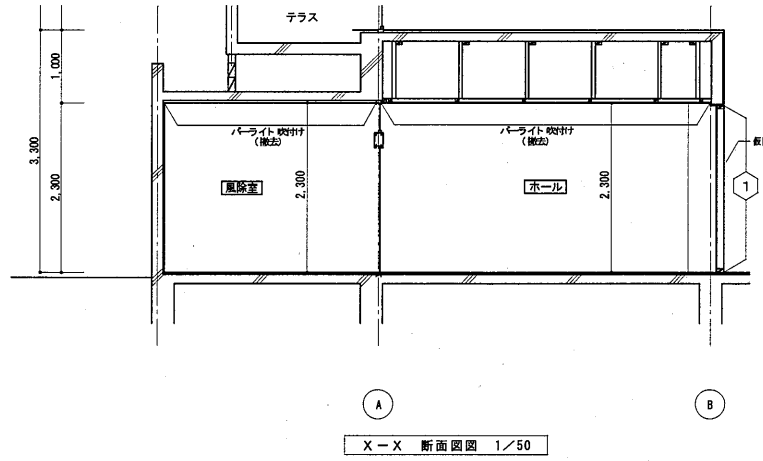
**工事条件**  
 注1)  
 ※セキュリティボックスの設置位置は、施工者の判断による。  
 (設計図書セキュリティボックス位置に付いては参考)

**支保設備条件**  
 ※照明器具、感知器は一時撤去・復旧とする。

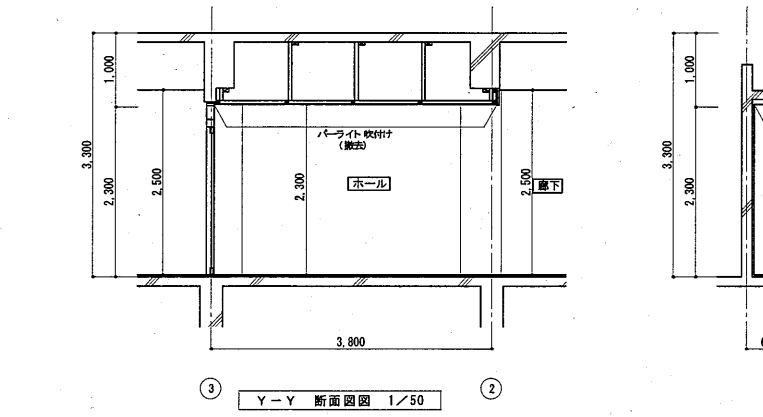
天井仕上、下地材除去方法(2段階除去)

t=9.0石膏ボード 第2段階(レベル3)

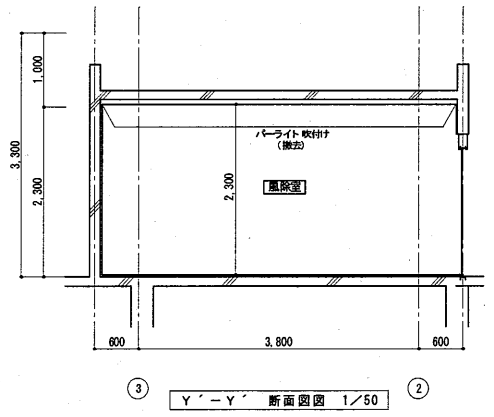
パーライト吹付け 第1段階(レベル1)



X-X 断面図 1/50



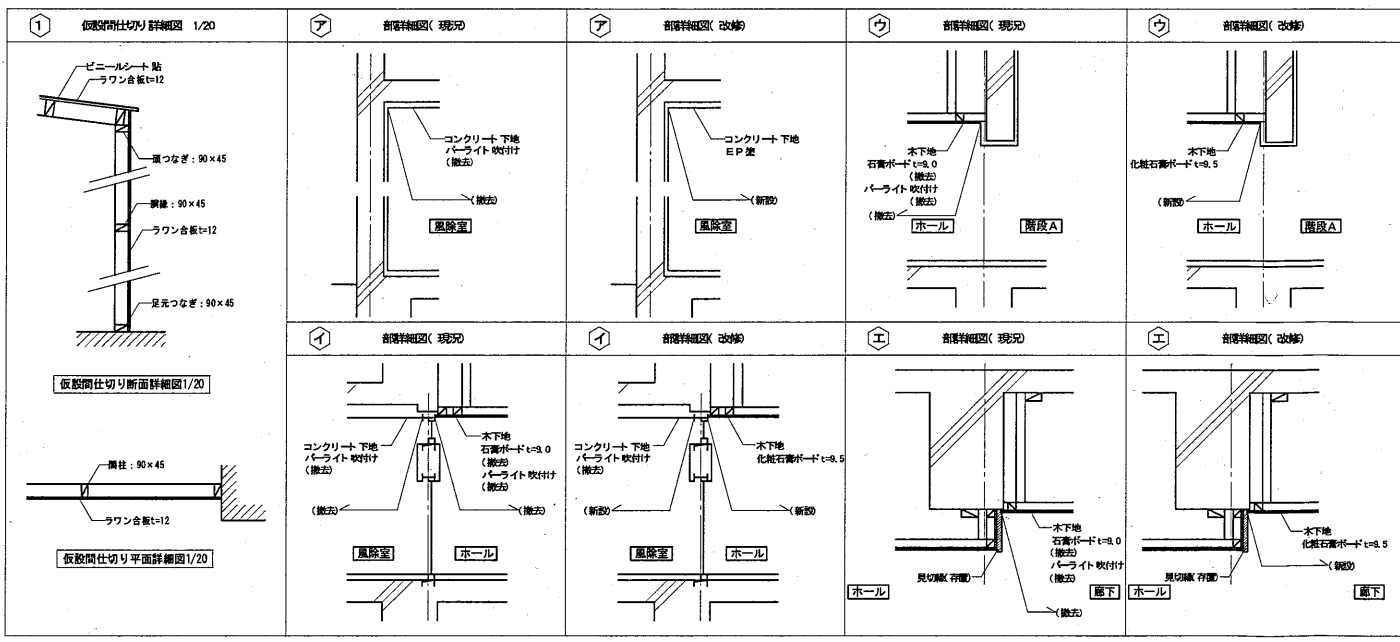
Y-Y 断面図 1/50



Y'-Y' 断面図 1/50

凡例

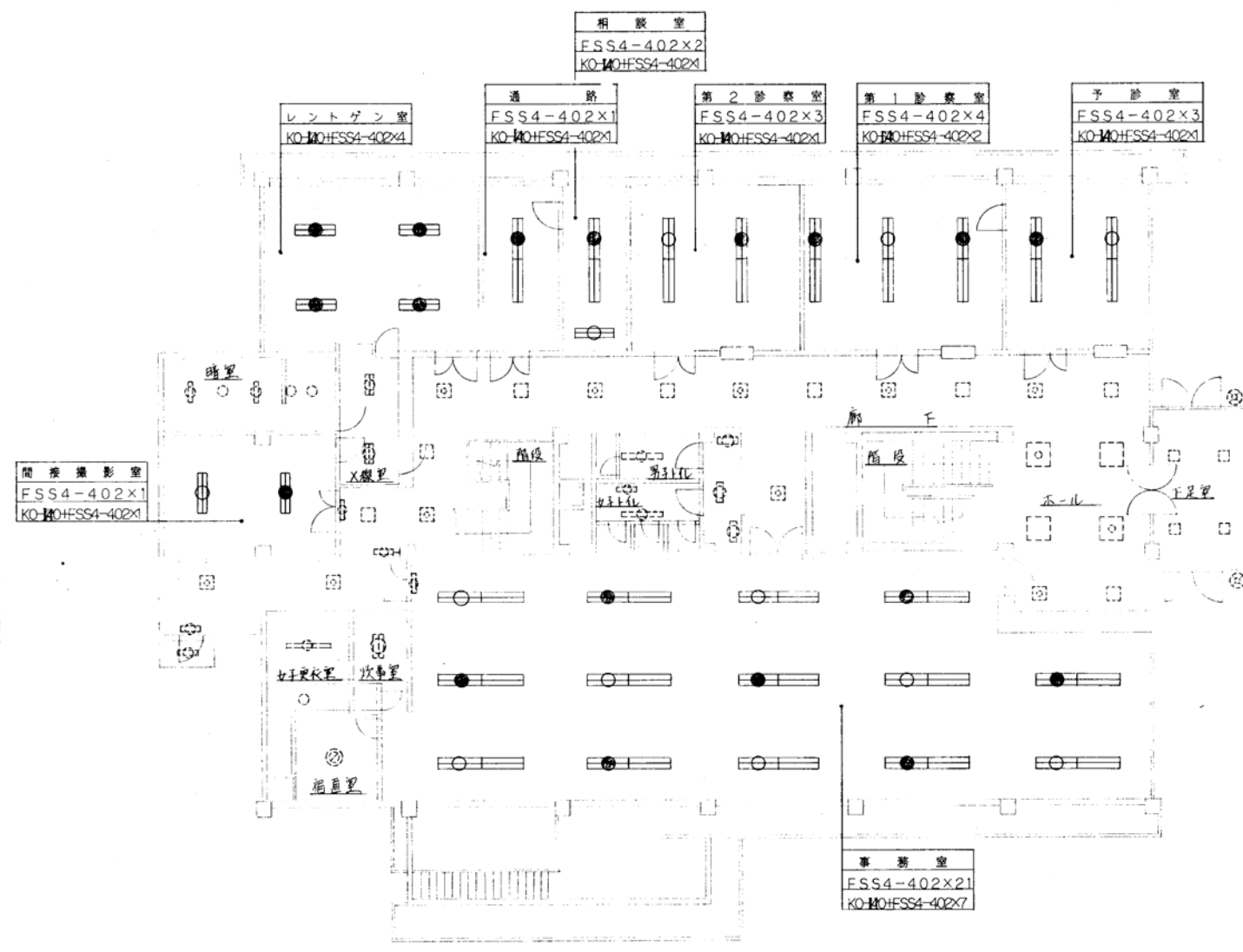
	アスベスト除去工事対象範囲
	風除室・ホール
	工事用養生セキュリティゾーン設置場所を示す
	仮設養生切り
	照明器具 3ヶ所
	照明器具 4ヶ所
	吸気口 1ヶ所
	自動火災報知器 1ヶ所



訂正	通称	大阪府住宅まちづくり部 公共建築室一般建築課 株式会社山本建築設計事務所	工事名称 大阪府岸和田保健所外1件アスベスト対策工事(岸和田保健所)	設計年月日 平成20年 3月 日	図番 A-05
		図名 1階平面図 風除室・ホール(除去計画)	縮尺 A1 1/100・1/50 A3 1/200・1/100	工事番号 H21-4	11



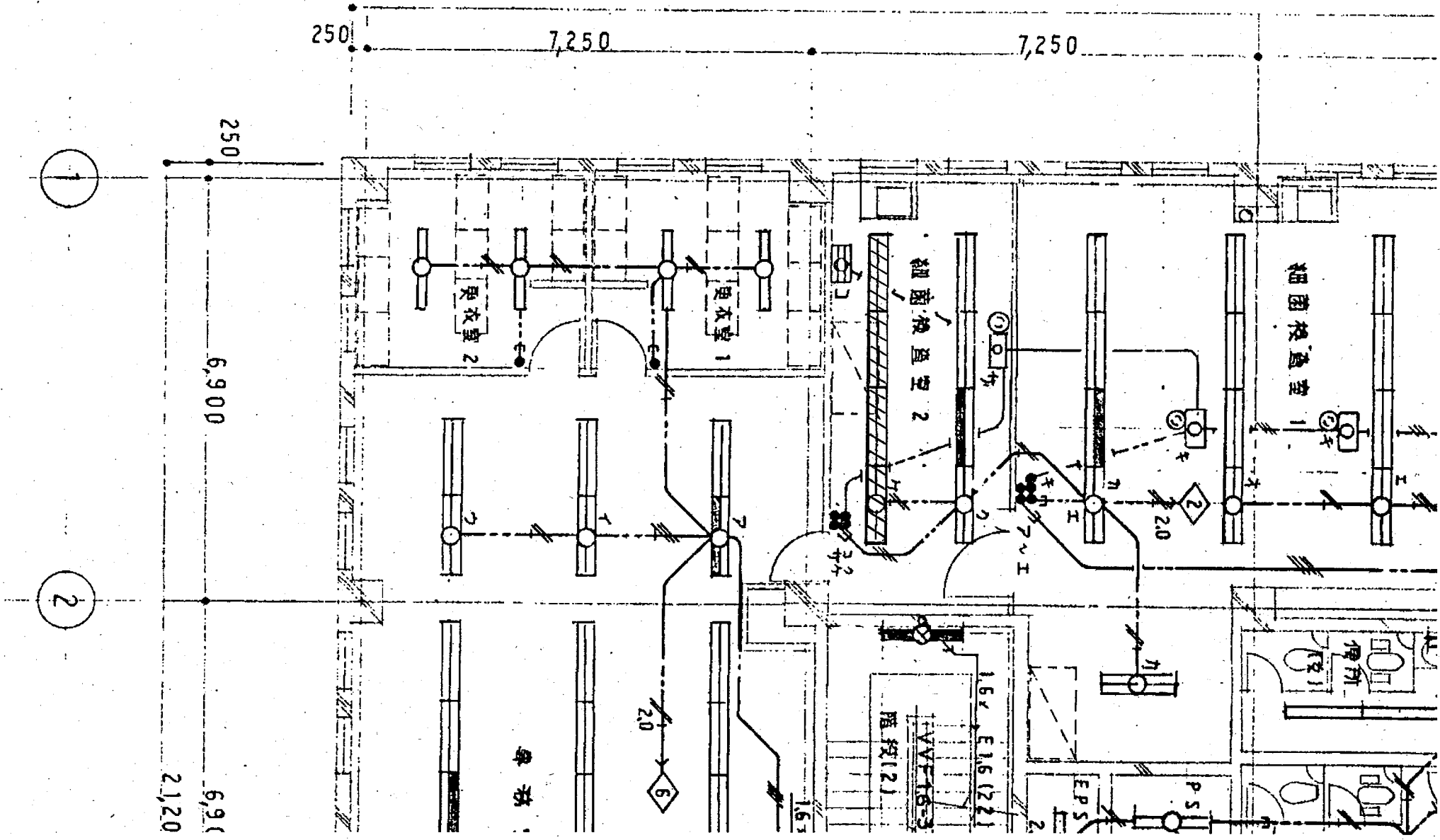
1階 現況平面図 1:100



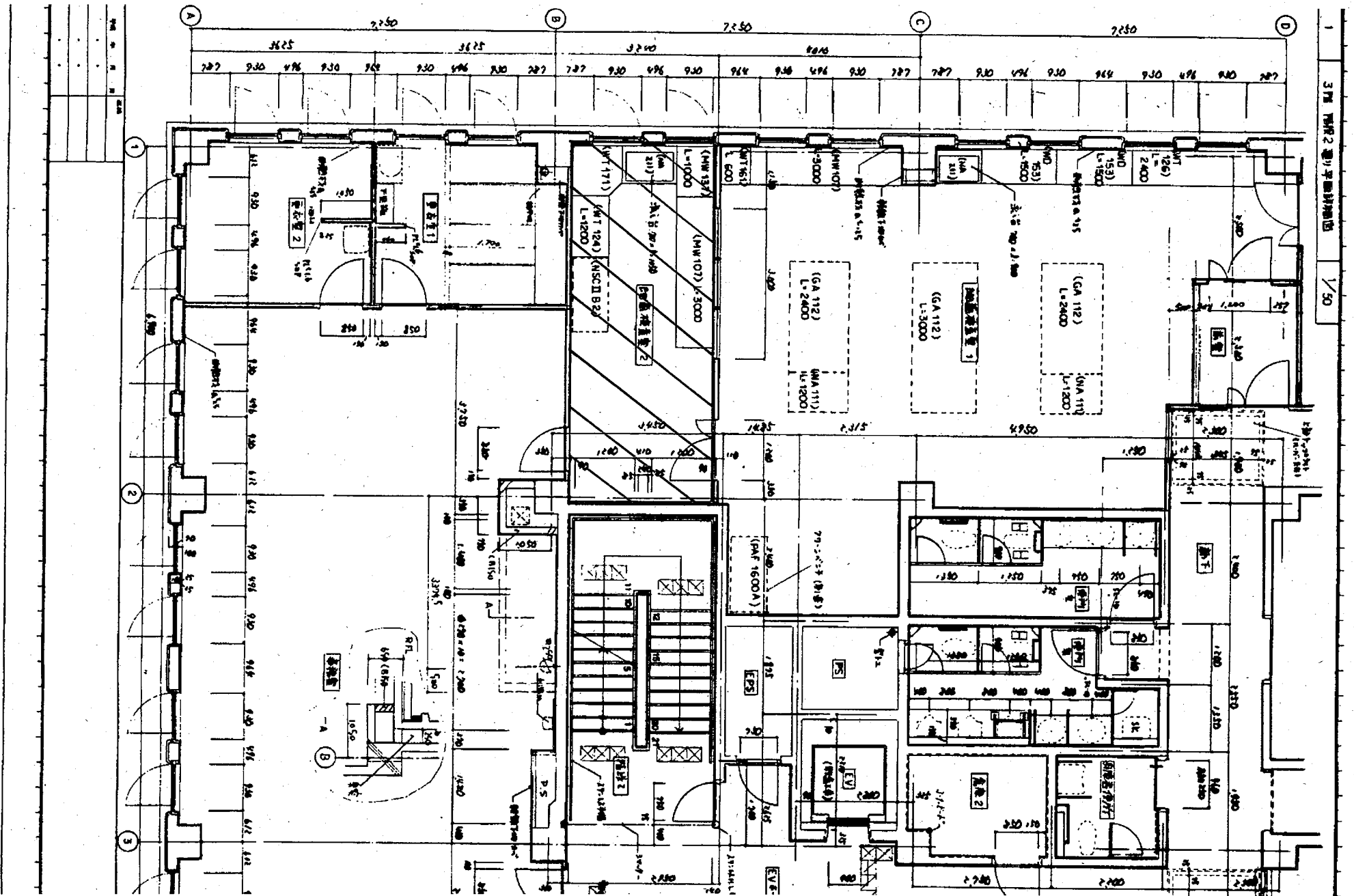
1階 改修平面図 1:100

完成図 平成 3

財団法人 大阪府建設監理協会	三井物産 岸和田保健所外1階照明器具設備改修工事 (岸和田保健所照明器具設備改修工事)	設計番号	設計年月日	図面番号
株式会社 旭 設備計画	1階平面図 縮尺 1:100	—	平成 3年 9月 日	7/8

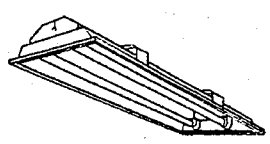
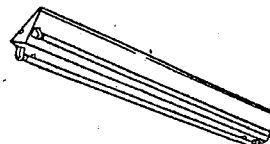
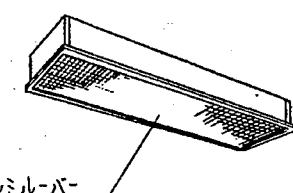
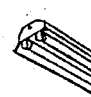
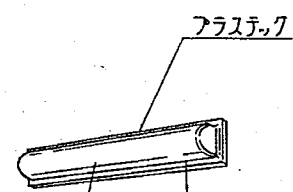
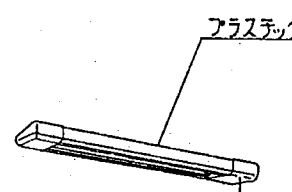
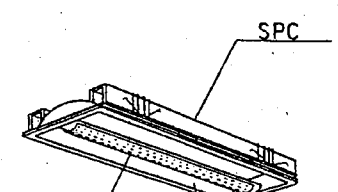



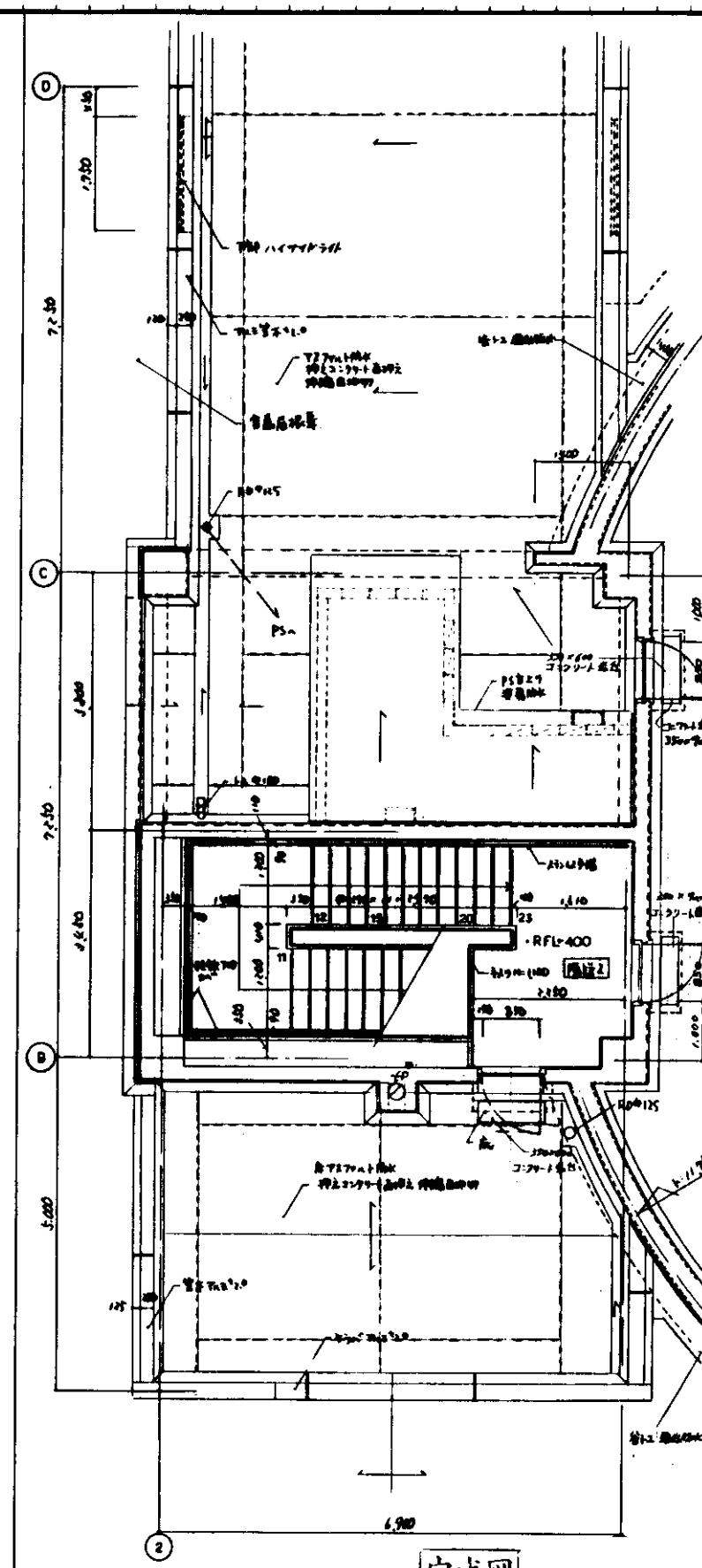
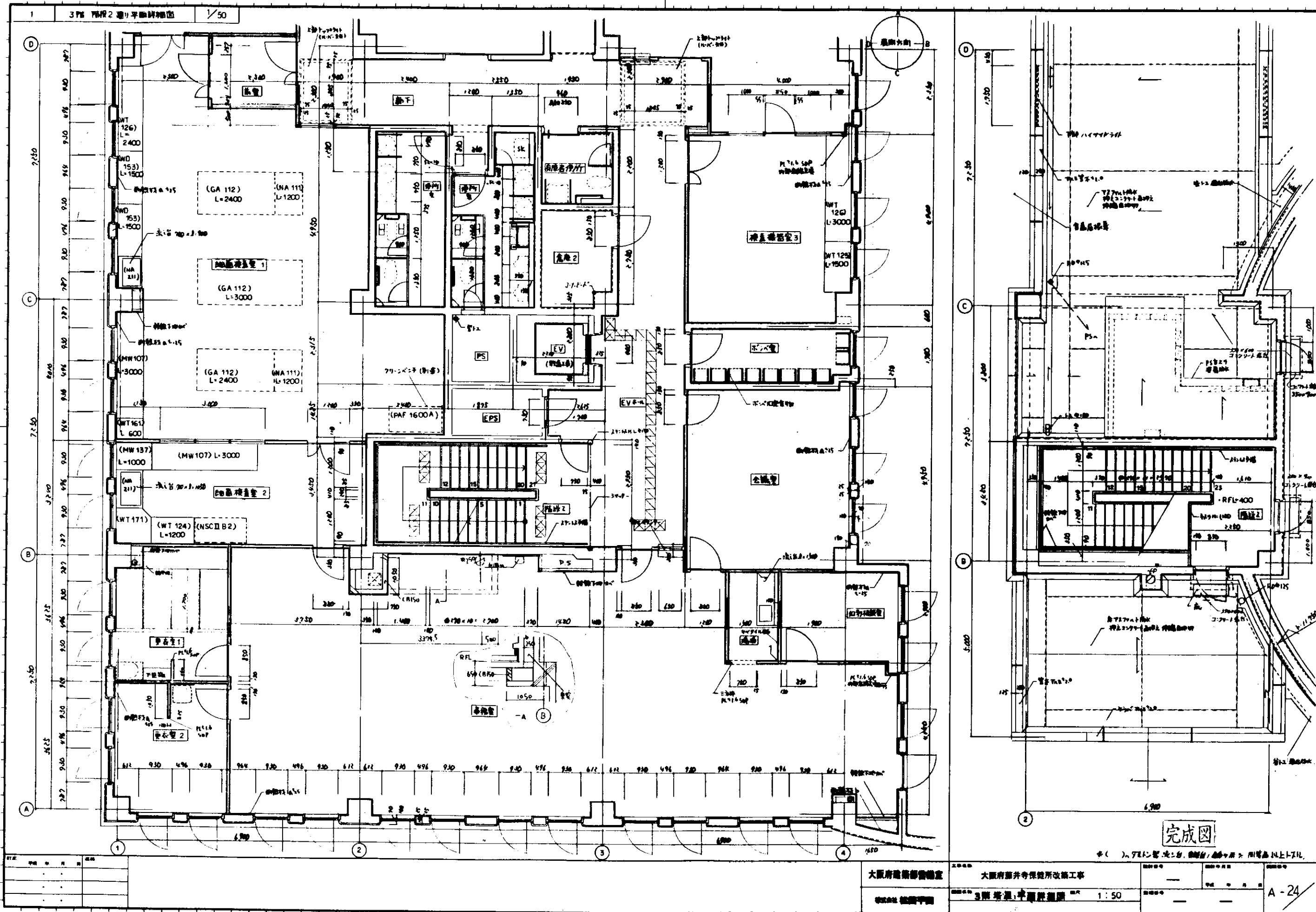
直管形LEDランプ取替対象器具: 斜線器具 (計4台 (8本))



計算範囲:斜線箇所(細菌検査室2) 天井高:2600mm 計算面高さ:床上800mm

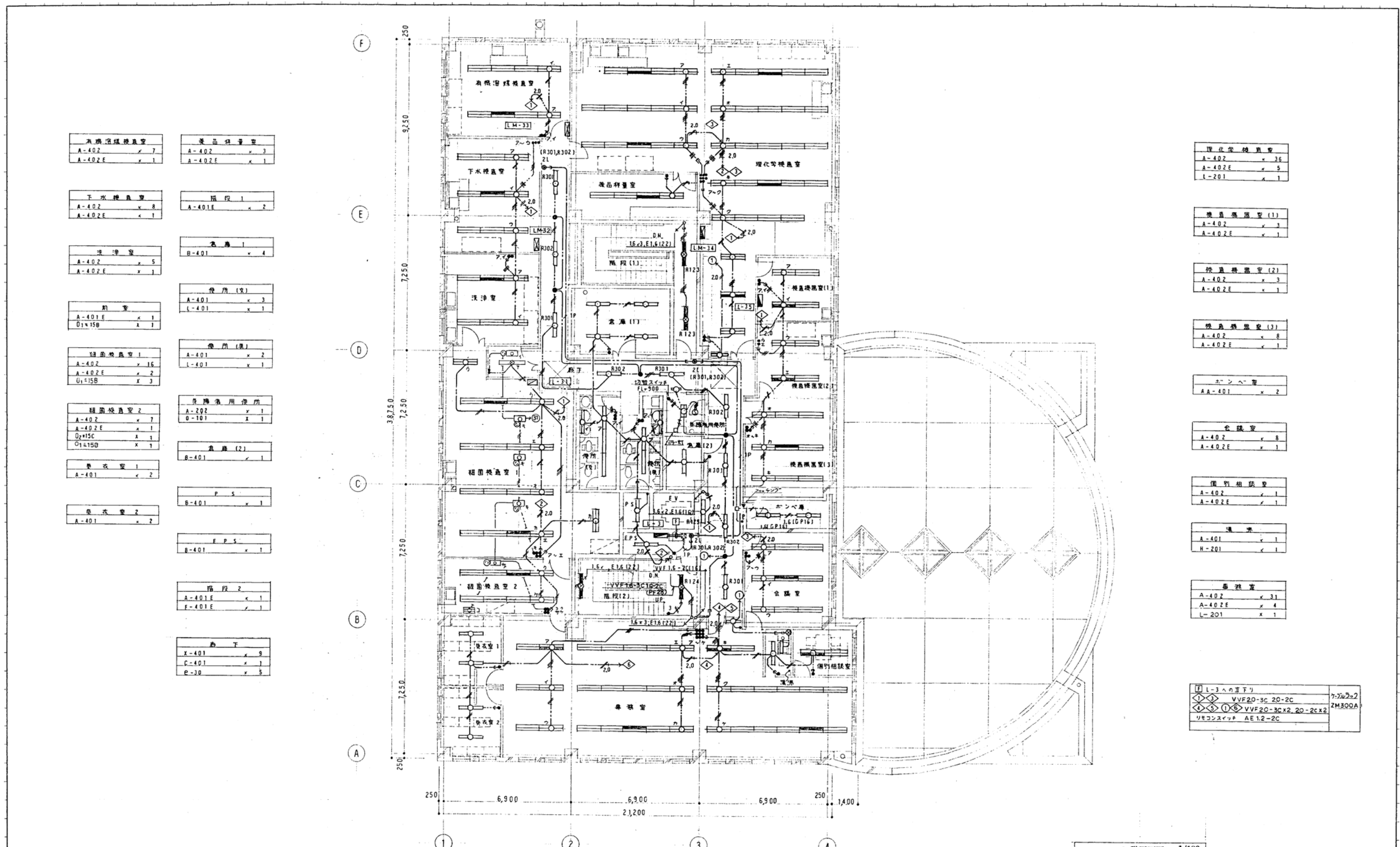
取替対象既設直管形蛍光灯器具

A401	FL40WX1	FRS2-401	B401	FL40WX1	FSS4-401	C401	FL40WX1		D401	FL40WX1						
A402	FL40WX2	FRS2-402	B402	FL40WX2	FSS4-402	C402	FL40WX2	FRL6-402	D402	FL40WX2						
A401WP	FL40WX1 防水	FRS2MP-401	B401E	FL40WX1 建非	K1-FSS4-401	C402E	FL40WX2 建非	K1-FRL6-402	D401P	FL40WX1						
																
											A401E	FL40WX1 建非	K1-FRS2-401	B402E	FL40WX2 建非	K1-FSS4-402
											A402E	FL40WX2	K1-FRS2-402	B402S	FL40WX2 ステンレス	FSS4MPA-402
											A202E	FL20WX2	K1-FRS2-202	B202E	FL20WX2 建非	K1-FSS4-202
											G201	FL20WX1		H201	FL20WX1	FBS2-201
									J203	FL20WX3						
																
M201	FL20WX1 直付	SH1-FSF10-201				M201F	FL20WX1 フリッカ	SH1-FSF10AF201	T181	FWL18WX1						



完成図

大阪府建設部審査	大阪府藤井寺保健所改築工事	図面番号	1-24
作成者 建築士	3階 階段2 通り平面詳細図	縮尺	1:50
			A-24



有機溶媒換気室	器具換気室
A-402 x 7	A-402 x 3
A-402E x 1	A-402E x 1

下水機室	階段1
A-402 x 8	A-401E x 2
A-402E x 1	

洗淨室	洗面1
A-402 x 5	B-401 x 4
A-402E x 1	

更衣	洗面(2)
A-401E x 1	A-401 x 3
D1x150 x 1	L-401 x 1

給湯機室1	洗面(3)
A-402 x 15	A-401 x 2
A-402E x 2	L-401 x 1
D1x150 x 1	

給湯機室2	洗面機用室
A-402 x 7	A-202 x 1
A-402E x 1	O-101 x 1
D2x150 x 1	
D1x150 x 1	

更衣室1	洗面(2)
A-401 x 2	B-401 x 1

	P S
	B-401 x 1

	F P S
	B-401 x 1

	階段2
	A-401E x 1
	F-401E x 1

	廊下
X-401 x 9	
C-401 x 1	
P-30 x 5	

理化学機室
A-402 x 36
A-402E x 5
L-201 x 1

換気機室(1)
A-402 x 3
A-402E x 1

換気機室(2)
A-402 x 3
A-402E x 1

換気機室(3)
A-402 x 8
A-402E x 1

ポンプ室
A-401 x 2

会議室
A-402 x 8
A-402E x 1

備用相談室
A-402 x 1
A-402E x 1

通風
A-401 x 1
H-201 x 1

事務室
A-402 x 31
A-402E x 4
L-201 x 1

□ L-3への直下	
◇ VVF20-3C 20-2C	7-2x2x2
◇ VVF20-3C x2 20-2C x2	ZM300A
▽ リモコンスイッチ AE1.2-2C	

3階平面図 1/100

完成図 6

訂正	年月日	内容	大阪府建設部管轄室	工事名称	大阪府藤井寺保健所改築 電気設備工事	設計番号	設計年月日	図面番号
			大阪府藤井寺保健所改築 電気設備工事	電灯設備	3階平面図	1/100		E-26
			三省設備設計事務所					50

## 各保健所照明器具一覧と稼働状況表



# 池田保健所

## 注記

1. 器具に設置されている蛍光灯を全て間引いている場合は、消灯している器具として取り扱っています。
2. 非常照明器具の蛍光灯も計上しています。概ね6台に1台程度の割合で非常照明が設置されています。
3. 誘導灯は含んでおりません。

フロア	部屋名	1日平均点灯時間 [単位:時間]	器具形状	台数	左記器具のうち 間引きしている 蛍光灯[単位:本数]	備考	
1階	玄関ホール	5時間	40W蛍光灯4本タイプ	1		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
		3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3			
	警備員室		12時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	2		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
			3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
			3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1		
			12時間	その他蛍光灯	2		
	会議室3		4時間	40W蛍光灯2本タイプ	10		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯 ※旧事務室3
			4時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	4		※旧事務室3
	身障者トイレ	4時間	20W蛍光灯1本タイプ	1			
	トイレ		4時間	20W蛍光灯1本タイプ	3		
			4時間	その他蛍光灯	3		
	書庫	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2			
	更衣室(男)	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2			
	更衣室(女)	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2			
	第1会議室	4時間	40W蛍光灯2本タイプ	6		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
	面接室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2			
	相談室2	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2			
	相談室1	4時間	40W蛍光灯2本タイプ	2		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
	所長室	11時間	40W蛍光灯2本タイプ	4		改修必須蛍光灯	
	事務室2	11時間	40W蛍光灯4本タイプ	2	4	改修必須蛍光灯	
事務室1		11時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	30		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
		11時間	20W蛍光灯2本タイプ	1		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
廊下		4時間	40W蛍光灯1本タイプ	1		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
		4時間	20W蛍光灯2本タイプ	7	7		
		4時間	その他蛍光灯	3			
犬舎	3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1				
屋外(車庫・書庫・倉庫)	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	4				
2階	大会議室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	18			
		3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	15			
	第2会議室	4時間	40W蛍光灯2本タイプ	4		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
	予診室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4			
	診察室1	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4			
	処置室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2			
	診察室2	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4			
	診察室3	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4			
	栄養室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	8			
	X線室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	5			
		3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	2			
	倉庫	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	2			
	診察室4	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	2			
	トイレ		3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	4		
			3時間以下	その他蛍光灯	4		
廊下		3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	14			
		3時間以下	その他蛍光灯	1			

# 茨木保健所

## 注記

1. 器具に設置されている蛍光灯を全て間引いている場合は、消灯している器具として取り扱っています。
2. 非常照明器具の蛍光灯も計上しています。概ね6台に1台程度の割合で非常照明が設置されています。
3. 誘導灯は含んでおりません。

フロア	部屋名	1日平均点灯時間 [単位:時間]	器具形状	台数	左記器具のうち 間引きしている 蛍光灯[単位:本数]	備考
地下1階	駐車場	11時間	Hf型蛍光灯1本タイプ	34		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	機械室	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	38		
	電気室	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	6		
	機械室2	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	5		
	機械室3	3時間以下	Hf型蛍光灯1本タイプ	2		
	犬舎	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	3		
	階段室A、倉庫	5時間	Hf型蛍光灯1本タイプ	2		
	EVホール	5時間	ダウンライト(蛍光灯)	1		
1階	事務室	11時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	24		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
		11時間	Hf型蛍光灯1本タイプ	4		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	会議室	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	6		
	視聴覚室	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	6		
	ホール(吹き抜けて2F天井)	4時間	その他蛍光灯	5		
	所長室	4時間	その他蛍光灯	2		
	面接室	3時間以下	その他蛍光灯	9		
	廊下・階段	4時間	ダウンライト(蛍光灯)	27	9	
		4時間	ダウンライト(白熱灯)	17	17	
	男子トイレ	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	2		
		3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
	女子トイレ	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	2		
		3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
	身障者トイレ	3時間以下	Hf型蛍光灯1本タイプ	2		
	女子更衣室(多目的室)	4時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	8		
		4時間	ダウンライト(蛍光灯)	6		
	男子更衣室	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	2		
	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2			
相談室 1	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	2			
相談室 2	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	2			
精神保健室	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	10			
2階	診察室1	4時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	4		
	診察室2	4時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	4		
	診察室3	4時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	4		
	検尿室	4時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	4		
	計測室	4時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	8		
	予診室	4時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	8		
	エックス線撮影室	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	9		
		3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	2		
		3時間以下	その他蛍光灯	4		
	男子トイレ	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	2		
		3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
	女子トイレ	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	2		
		3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
	身障者トイレ	3時間以下	Hf型蛍光灯1本タイプ	2		
	講堂	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	48		
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	53		
	会議室	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	12		
	集団指導室	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	12		
	栄養指導室	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	8		
	4時間	Hf型蛍光灯1本タイプ	33			
廊下・待合	4時間	ダウンライト(蛍光灯)	29			
	4時間	ダウンライト(白熱灯)	11			
機械室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	4			

フロア	部屋名	1日平均点灯時間 [単位:時間]	器具形状	台数	左記器具のうち 間引きしている 蛍光灯[単位:本数]	備考
3階	事務室	10時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	21	6	採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	会議室	5時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	4		
	男子更衣室	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	2		
	倉庫	3時間以下	Hf型蛍光灯1本タイプ	1		
	女子更衣室	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	2		
		3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1		
	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	1			
	相談室1	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	2		
	相談室2	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	2		
	理化学室1	9時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	23		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	理化学室1 ドラフト内	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
		3時間以下	その他蛍光灯	3		
	理化学室1 薬品秤量室	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	4		
		3時間以下	その他蛍光灯	2		
	理化学室1 倉庫	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	3		
	理化学室1 プレハブ冷蔵庫	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2		
	理化学室2	7時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	7		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	理化学室2 ドラフト内	3時間以下	その他蛍光灯	2		
	理化学室3	7時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	6		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	理化学室3 ドラフト内	5時間	その他蛍光灯	4		
	洗浄室	9時間	40W蛍光灯2本タイプ	6		改修必須蛍光灯
	洗浄室 ドラフト内	3時間以下	その他蛍光灯	2		
	細菌検査室1	9時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	13		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
		9時間	40W蛍光灯1本タイプ	3		改修必須蛍光灯
	3時間以下	その他蛍光灯	2			
	細菌検査室2	7時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	4		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
		3時間以下	その他蛍光灯	1		
	検査機器室1	7時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	12		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	検査機器室1 ドラフト内	5時間	その他蛍光灯	1		
	検査機器室2	7時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	4		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	ボンベ室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
	男子トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3		
	女子トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3		
	身障者トイレ	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
	湯沸し室	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
	物置	3時間以下	その他蛍光灯	1		
	廊下	10時間	40W蛍光灯1本タイプ	2		改修必須蛍光灯
		10時間	ダウンライト(蛍光灯)	15	21	

## 寝屋川保健所

### 注記

1. 器具に設置されている蛍光灯を全て間引いている場合は、消灯している器具として取り扱っています。
2. 非常照明器具の蛍光灯も計上しています。概ね6台に1台程度の割合で非常照明が設置されています。
3. 誘導灯は含んでおりません。

フロア	部屋名	1日平均点灯時間 [単位:時間]	器具形状	台数	左記器具のうち 間引きしている 蛍光灯[単位:本数]	備考
1階	玄関ホール	3時間以下	その他蛍光灯	1	2本:1台	
	ホール	9時間	その他蛍光灯	2	2本:2台	
	事務室	10時間	40W蛍光灯3本タイプ	17	2本:7台、1本:9台	改修必須蛍光灯
	警備員室	13時間以上	その他蛍光灯	1		
	企画調整課分室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	12	1本:12台	
		3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
	湯沸室	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	2	1本:2台	
	女子便所	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	2		
	男子便所	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	2		
	身障者便所	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
		3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1		
	ミーティングルーム	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	2	1本:2台	
	①相談室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	3		
	②予診室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	2		
	③計測室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	2		
	④診察室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	2		
	⑤診察室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	2	1本:2台	
	⑥相談室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	2	1本:2台	
	⑦相談室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	2	1本:2台	
	廊下	4時間	その他蛍光灯	8	2本:8台	
	機械室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	5		
犬舎	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1	1本:1台		
	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	2			
車庫	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	6			
屋外						
2階	所長室	3時間以下	その他蛍光灯	6		
	X線直接撮影室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	1	1本:1台	
		3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	1		
	操作室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	暗室					
	検診控室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	3	1本:1台、2本:1台	
	⑧相談室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	3	1本:2台	
	栄養指導室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	6		
	講堂	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	16		
	湯沸室	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	2		
	女子便所	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2		
	男子便所	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2		
	男子更衣室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	3	2本:3台	
	女子更衣室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	3		
	検査室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
		3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	1		
	会議室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	4	1本:4台	
	資料室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	4	1本:4台	
		3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	廊下	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	6		
	講堂前ホール	3時間以下	その他蛍光灯	2	2本:2台	
階段	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	4			
更衣室横倉庫	3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1			

## 守口保健所

### 注記

1. 器具に設置されている蛍光灯を全て間引いている場合は、消灯している器具として取り扱っています。
2. 非常照明器具の蛍光灯も計上しています。概ね6台に1台程度の割合で非常照明が設置されています。
3. 誘導灯は含んでおりません。

フロア	部屋名	1日平均点灯時間 [単位:時間]	器具形状	台数	左記器具のうち 間引きしている 蛍光灯[単位:本数]	備考
地下1階	車庫	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	8		
	電気冷暖房ポンプ室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	8		
	警備員室	13時間以上	Hf型蛍光灯1本タイプ	1		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	女子更衣室	3時間以下	Hf型蛍光灯1本タイプ	1		
	炊事場	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
		3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1		
		3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	2		
1階	玄関ホール	9時間	その他蛍光灯	6		
	2階への階段	3時間以下	その他蛍光灯	4		
	相談室	3時間以下	その他蛍光灯	4		
	事務室	9時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	40		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	便所(男子)	9時間	20W蛍光灯2本タイプ	1		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
		9時間	20W蛍光灯1本タイプ	1		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
		3時間以下	その他蛍光灯	1		
	便所(女子)	9時間	20W蛍光灯2本タイプ	1		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
		9時間	20W蛍光灯1本タイプ	1		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
		9時間	その他蛍光灯	1		
	倉庫	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	2		
	相談室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	3		
	栄養室	3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	6		
	衛生課事務室	9時間	40W蛍光灯2本タイプ	8		改修必須蛍光灯
		9時間	40W蛍光灯1本タイプ	6		改修必須蛍光灯
	所長室	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	3		
		5時間	40W蛍光灯2本タイプ	4		
廊下	9時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	8		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	1			
南側階段2階への踊り場	3時間以下	その他蛍光灯	1			
別棟車庫	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	4			
別棟倉庫	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2			
2階	予診室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	5		
	計測室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4		
	診察室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4		
	処置室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4		
	診察室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4		
	女子更衣室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	精神相談室	5時間	40W蛍光灯2本タイプ	5		
	男子更衣室	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	2		
	レントゲン室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
		3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	6		
		3時間以下	Hf型蛍光灯1本タイプ	1		
		3時間以下	Hf型蛍光灯2本タイプ	1		
		3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	2		
	講堂	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	36		
	講堂(物置)	3時間以下	その他蛍光灯	2	4	
	便所(男子)	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
		3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	2		
	便所(女子)	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
		3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	2		
	廊下	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4		
		3時間以下	その他蛍光灯	19		
	南側階段3階への踊り場	3時間以下	その他蛍光灯	1		
	倉庫	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	1		
別棟2階会議室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4			
	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1			
別棟2階倉庫	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4			
別棟2階物置	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	1			
3階	通路	3時間以下	その他蛍光灯	1		
屋上	公害観測室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	3		

## 四條畷保健所

### 注記

1. 器具に設置されている蛍光灯を全て間引いている場合は、消灯している器具として取り扱っています。
2. 非常照明器具の蛍光灯も計上しています。概ね6台に1台程度の割合で非常照明が設置されています。
3. 誘導灯は含んでおりません。

フロア	部屋名	1日平均点灯時間 [単位:時間]	器具形状	台数	左記器具のうち 間引きしている 蛍光灯[単位:本数]	備考
地下1階	機械室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	1		
		3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	13		
		3時間以下	その他蛍光灯	1		
	電気室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2		
3時間以下		40W蛍光灯2本タイプ	3			
1階	玄関ホール	3時間以下	Hf型蛍光灯4本タイプ	6		
		3時間以下	その他蛍光灯	12		
	事務室	6時間	40W蛍光灯2本タイプ	37	24	採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
		3時間以下	その他蛍光灯	4		
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	3		
	所長室	3時間以下	その他蛍光灯	6		
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	1		
	相談室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	会議室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	6	10	
	心の健康相談室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	5	4	
	相談室2	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	グループワーク室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	8	4	
	男子更衣室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3		
	警備員室	7時間	40W蛍光灯2本タイプ	1		改修必須蛍光灯
		7時間	その他蛍光灯	1		
	女子更衣室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	3		
	倉庫	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	6		
	湯沸室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	1		
	身障トイレ	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	1		
		3時間以下	その他蛍光灯	1		
	男子便所	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	6		
	女子便所	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	8		
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	1		
	資料・情報コーナー	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	11		
		3時間以下	看板ライトアップ照明	10		
		3時間以下	その他蛍光灯	4		
	廊下	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	25		
		3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	3	2	
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	9	2	
		3時間以下	ダウンライト(蛍光灯)	4		
	正面玄関風除室	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	5	4	
	通用口風除室	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	7	4	
屋外						
食の 大阪全 府推 進課 健康 医四 條 保健 所分 室	会議室	8時間	40W蛍光灯2本タイプ	4		改修必須蛍光灯
	事務室	11時間	40W蛍光灯2本タイプ	8		改修必須蛍光灯
	診察室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4		
	トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
	レントゲン室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	0		
	薬室(現在倉庫)	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	0		
	待機室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	3	3	
	脱衣所	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
	浴室	3時間以下	その他蛍光灯	4		
	洗濯室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	1		
	個別犬舎	8時間	40W蛍光灯1本タイプ	2		改修必須蛍光灯
	集合犬舎	8時間	40W蛍光灯2本タイプ	4		改修必須蛍光灯
	車庫	5時間	40W蛍光灯2本タイプ	6		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
廊下	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	6	2		

フロア	部屋名	1日平均点灯時間 [単位:時間]	器具形状	台数	左記器具のうち 間引きしている 蛍光灯[単位:本数]	備考
2階	資料室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	5		
	診察室5	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	6		
	診察室4	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	6		
	診察室3	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	6		
	診察室2	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	6		
	診察室1	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	6		
	湯沸室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	1		
	身障トイレ	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	1		
	倉庫	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	4		※旧検査室
	女子トイレ	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	8		
	男子トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	8		
	視聴覚室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	12	8	
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	2		
	多目的室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	11	8	
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	4		
	栄養指導室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	6		
		3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2		
	講堂	3時間以下	その他蛍光灯	1		
		3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	21	14	
		3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3		
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	20		
	待合ホール	3時間以下	その他蛍光灯	10		
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	2		
	女子更衣室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	1		
	X線撮影室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	7		
X線操作室	3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	2			
	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	8	8		
暗室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	1			
	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	1			
廊下	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	24			
	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	16			
	3時間以下	Hf型蛍光灯4本タイプ	3			
3階	倉庫	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2		
	ポンベ室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2		
	検査機器室2	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4	2	
	検査機器室1	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	8		
	下水検査室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	8		
	有機溶媒使用室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	8	4	
	男子トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
	身障トイレ	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	7		
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	1		
	女子トイレ	3時間以下	その他蛍光灯	1		
		3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
	第2事務室	6時間	40W蛍光灯2本タイプ	30	10	採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	相談室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	第2会議室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4		
	倉庫	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2		
	女子更衣室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	男子更衣室	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	1		
		3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3		
	理化学検査室	5時間	40W蛍光灯2本タイプ	32	14	採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	洗浄室	5時間	40W蛍光灯2本タイプ	8		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	細菌検査室1	5時間	40W蛍光灯2本タイプ	16		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	細菌検査室2	5時間	40W蛍光灯2本タイプ	6		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	廊下	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	24		
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	16		
	湯沸室	3時間以下	Hf型蛍光灯4本タイプ	3		
		3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	1		※相談室の一部を湯沸室として使用
薬品庫	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4		※理化学検査室の一部を薬品庫として使用	
階段		13時間以上	40W蛍光灯1本タイプ	4		改修必須蛍光灯

# 八尾保健所

## 注記

1. 器具に設置されている蛍光灯を全て間引いている場合は、消灯している器具として取り扱っています。
2. 非常照明器具の蛍光灯も計上しています。概ね6台に1台程度の割合で非常照明が設置されています。
3. 誘導灯は含んでおりません。

フロア	部屋名	1日平均点灯時間 [単位:時間]	器具形状	台数	左記器具のうち 間引きしている 蛍光灯[単位:本数]	備考
1階	玄関ホール					
	ホール	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3		
		3時間以下	20W蛍光灯5本タイプ	6	3	
		3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
		3時間以下	20W蛍光灯4本タイプ	1	2	
	事務室	10時間	40W蛍光灯2本タイプ	15		改修必須蛍光灯
		10時間	40W蛍光灯1本タイプ	8		改修必須蛍光灯
		10時間	20W蛍光灯4本タイプ	1		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
		10時間	Hf型蛍光灯1本タイプ	5		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
		10時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	5		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	湯沸室	3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	2		
		3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	1		
	湯沸室隣室	3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1		
	男子更衣室	3時間以下	Hf型蛍光灯1本タイプ	2		
	障がい者トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
		3時間以下	その他蛍光灯	1		
	女子便所	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
		3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1		
	男子便所	3時間以下	その他蛍光灯	2		
		3時間以下	Hf型蛍光灯1本タイプ	1		
	多目的室	3時間以下	その他蛍光灯	1		
		3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3		
		3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	暗室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2		
		3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	フィルム管理室	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
	操作室	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
直接X線撮影室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4			
更衣室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	1			
	3時間以下	その他蛍光灯	1			
予備室	4時間	40W蛍光灯2本タイプ	2		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
第1診察室	4時間	40W蛍光灯2本タイプ	4		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
第2診察室	4時間	40W蛍光灯2本タイプ	4		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
第3診察室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	4			
第4相談室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2		※旧保健相談室	
	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	2		※旧保健相談室	
事務機室	5時間	40W蛍光灯2本タイプ	2		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
廊下	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	1			
	3時間以下	20W蛍光灯4本タイプ	1			
犬舎	3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	2			
屋外						
2階	栄養指導室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	8		
	大会議室	4時間	20W蛍光灯5本タイプ	18		
	倉庫	3時間以下	20W蛍光灯4本タイプ	2		
	企画調整課分室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2		
	事務室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2		
		3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
	女子トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
		3時間以下	その他蛍光灯	2		
	男子トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2		
		3時間以下	その他蛍光灯	1		
	検査室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
	第2会議室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	8		
	女子更衣室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4		
	休養室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	第1相談室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	第2相談室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	第3相談室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	第1会議室	5時間	40W蛍光灯1本タイプ	10		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	所長室	4時間	ダウンライト(蛍光灯)	12		
		6時間	Hf型蛍光灯2本タイプ	1		
資料室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2			
廊下	3時間以下	20W蛍光灯4本タイプ	6	6		
	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2			
屋上	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1			



# 藤井寺保健所

## 注記

1. 器具に設置されている蛍光灯を全て間引いている場合は、消灯している器具として取り扱っています。
2. 非常照明器具の蛍光灯も計上しています。概ね6台に1台程度の割合で非常照明が設置されています。
3. 誘導灯は含んでおりません。

フロア	部屋名	1日平均点灯時間 [単位: 時間]	器具形状	台数	左記器具のうち 間引きしている 蛍光灯[単位: 本数]	備考	
1階	玄関ホール	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	6			
	事務室	9時間	40W蛍光灯2本タイプ	51	34	改修必須蛍光灯	
	所長室	9時間	40W蛍光灯2本タイプ	8	8	改修必須蛍光灯	
	会議室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	12	8		
	個別相談室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4			
	食の 藤井寺 安全推進課	処置室	4時間	40W蛍光灯2本タイプ	4		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
		エックス線室	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	0		
		集合犬舎	4時間	40W蛍光灯2本タイプ	4		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
		犬舎スロープ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
		犬舎手洗い	3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1		
		個別犬舎	10時間	40W蛍光灯2本タイプ	1		改修必須蛍光灯
		廊下	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	0		
		階段下倉庫	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	0		
		車庫	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	3		
		公用車庫	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	13		
			3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	12		
	男子トイレ	9時間	40W蛍光灯1本タイプ	4	1	改修必須蛍光灯	
	女子トイレ	9時間	40W蛍光灯1本タイプ	4	1	改修必須蛍光灯	
	相談室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	6			
	相談室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	6			
	廊下	9時間	40W蛍光灯1本タイプ	6	2	改修必須蛍光灯	
	屋外	6時間	その他蛍光灯	26			
	エントランスホール	9時間	ダウンライト(白熱灯)	40			
			9時間	40W蛍光灯1本タイプ	17	8	改修必須蛍光灯
	受付カウンター	9時間	Hf型蛍光灯1本タイプ	15	1	採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
	情報コーナー	9時間	40W蛍光灯2本タイプ	9	8	改修必須蛍光灯	
2階	X線操作室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	13	4		
	直接撮影室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	5			
	多目的学習室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	14	12		
	災害用備蓄倉庫						
	健診室5	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	6			
	健診室4	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	6			
	健診室3	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	6			
	健診室2	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	6			
	健診室1	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4			
	栄養指導室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4	4		
	食の 藤井寺 安全推進課	事務所	10時間	40W蛍光灯2本タイプ	4		改修必須蛍光灯
		待機室	3時間以下	20W蛍光灯3本タイプ	1	1	
		洗濯室	7時間	40W蛍光灯2本タイプ	1		改修必須蛍光灯
		更衣室	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	1		
		浴室	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	1		
		2階倉庫	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	0		
		トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
		トイレ手洗い	3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	0		
	会議室	10時間	40W蛍光灯2本タイプ	4		改修必須蛍光灯	
	階段	10時間	40W蛍光灯1本タイプ	3		改修必須蛍光灯	
	グループワーク室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	12	6		
	視聴覚室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	12	4		
	電気室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	6			
	機械室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	12			
	講堂	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	48			
	判定室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2			
廊下	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	16	12			
男子トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3	1			
女子トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3	1			
3階	薬品・秤量室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4			
	理化学検査室	9時間	40W蛍光灯2本タイプ	42	6	改修必須蛍光灯	
	検査機器室1	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4			
	検査機器室2	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4			
	検査機器室3	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	9	6		
	個別相談室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2			
	事務室	9時間	40W蛍光灯2本タイプ	43	30	改修必須蛍光灯	
	細菌検査室2	9時間	40W蛍光灯2本タイプ	17		改修必須蛍光灯	
	細菌検査室1	9時間	40W蛍光灯2本タイプ	10		改修必須蛍光灯	
	洗浄室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	6	2		
	下水検査室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	9			
	有機溶媒検査室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	8			
	廊下	9時間	40W蛍光灯1本タイプ	11		改修必須蛍光灯	
	男子トイレ	9時間	40W蛍光灯1本タイプ	3	1	改修必須蛍光灯	
女子トイレ	9時間	40W蛍光灯1本タイプ	3	1	改修必須蛍光灯		

# 富田林保健所

## 注記

1. 器具に設置されている蛍光灯を全て間引いている場合は、消灯している器具として取り扱っています。
2. 非常照明器具の蛍光灯も計上しています。概ね6台に1台程度の割合で非常照明が設置されています。
3. 誘導灯は含んでおりません。

フロア	部屋名	1日平均点灯時間 [単位:時間]	器具形状	台数	左記器具のうち 間引きしている 蛍光灯[単位:本数]	備考
1階	ロビー	4時間	40W蛍光灯2本タイプ	25		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	ロビー(吹き抜け)	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	2		
	ロビー(トイレ前)	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	2		
	ロビー(通路ライト)	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	5		
	所長室	4時間	40W蛍光灯4本タイプ	4		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	事務室	8時間	40W蛍光灯2本タイプ	39		改修必須蛍光灯
	事務室受付	8時間	40W蛍光灯1本タイプ	5		改修必須蛍光灯
	会議室	4時間	40W蛍光灯2本タイプ	4		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	警備員室	13時間以上	40W蛍光灯2本タイプ	1		改修必須蛍光灯
	相談室1	3時間以下	40W蛍光灯4本タイプ	1		
	相談室2	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	2		
	相談室3	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	2		
	相談室4	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	4		
	女子トイレ	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	3		
	男子トイレ	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	3		
	検査室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	5		
	多目的室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	12		
	男子更衣室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	診察室2	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	3		
	診察室1	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	3		
	倉庫	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	1		
	操作室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	3		
	更衣室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	X線室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	5		
	身障者トイレ	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
	男子トイレ	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
	女子トイレ	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
	女子更衣室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	4		
	書類倉庫(屋外)	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3		
	プレハブ倉庫1, 2(屋外)	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	6		
2階	精神保健相談室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	6		
	生活指導室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	6		
	会議室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	6		
	男子トイレ	3時間以下	その他蛍光灯	1		
	女子トイレ	3時間以下	その他蛍光灯	1		
	デイケア室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	12		
	講堂	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	23		
		3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
	機械室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2		
	倉庫	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
	男子トイレ	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
	女子トイレ	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
	視聴覚室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	8		
		3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
	多目的室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	9		
	栄養指導室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	10		
	準備室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
廊下	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	10			
廊下(トイレ、精神相談室前)	3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	6			

# 和泉保健所

## 注記

1. 器具に設置されている蛍光灯を全て間引いている場合は、消灯している器具として取り扱っています。
2. 非常照明器具の蛍光灯も計上しています。概ね6台に1台程度の割合で非常照明が設置されています。
3. 誘導灯は含んでおりません。

フロア	部屋名	1日平均点灯時間 [単位:時間]	器具形状	台数	左記器具のうち 間引きしている 蛍光灯[単位:本数]	備考
1階	玄関ロビー	3時間以下	その他蛍光灯	2		
		3時間以下	ダウンライト(蛍光灯)	4		
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	4		
	相談コーナー	3時間以下	その他蛍光灯	6		
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	1		
	EVホール	3時間以下	ダウンライト(蛍光灯)	4	1	
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	2		
	機械室	3時間以下	その他白熱灯	1		
	多目的室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	6	6	
	更衣室(男性職員用)	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	3	5	
	女子便所	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3		
		3時間以下	ダウンライト(蛍光灯)	3		
	男子便所	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3		
		3時間以下	ダウンライト(蛍光灯)	2		
	身障者便所	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
		3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1		
	警備員室	7時間	40W蛍光灯2本タイプ	2		改修必須蛍光灯
	公用車庫	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	8		
	倉庫	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
	更衣室(女性職員用)	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
		3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1		
	更衣室(女性職員用)	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
		3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1		
	所長室	8時間	その他蛍光灯	4	2	
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	1		
	相談室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	2	2	
	事務室	8時間	40W蛍光灯3本タイプ	32	2	改修必須蛍光灯
		8時間	その他蛍光灯	4		
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	1		
		8時間	40W蛍光灯1本タイプ	8		改修必須蛍光灯
コピー室	8時間	20W蛍光灯1本タイプ	1		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
	4時間	40W蛍光灯3本タイプ	1	1	採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
湯沸室	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1			
	3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1			
廊下	8時間	ダウンライト(蛍光灯)	13	7		
	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	4			
1階から2階への踊り場	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1			
屋外						
犬舎	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2			
プレハブ倉庫	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2			
自転車置き場	3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	3			
2階	EVホール	3時間以下	ダウンライト(蛍光灯)	4		
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	2		
	機械室	3時間以下	その他白熱灯	1		
	X線直接撮影室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4	3	
		3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
	X線操作室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	3		
	間接X線撮影室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	4		
	暗室	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	2		
	倉庫	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	2		
	女子便所	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3		
		3時間以下	ダウンライト(蛍光灯)	3		
	男子便所	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3		
		3時間以下	ダウンライト(蛍光灯)	2		
	身障者便所	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
		3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1		
	栄養指導室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	10		
	多目的室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	13	13	
	湯沸室	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	2		
		3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1		
	授乳室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	1		
	倉庫	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	検診室(第1検診室)	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	3		
	検診室(第2検診室)	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	3		
	検診室(第3検診室)	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	3		
		3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1		
	検診室(第4検診室)	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	3		
	検診室(第5検診室)	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	3		
	ロビー	3時間以下	その他蛍光灯	10		
		3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	8		
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	3		
廊下	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	1			
	3時間以下	ダウンライト(蛍光灯)	8			
	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	2			
2階から3階への踊り場	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1			

フロア	部屋名	1日平均点灯時間 [単位:時間]	器具形状	台数	左記器具のうち 間引きしている 蛍光灯[単位:本数]	備考
3階	相談室(第3相談室)	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	3		
	相談室(第4相談室)	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	3	1	
	グループワーク室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	6	2	
		3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1		
	湯沸室	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
		3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1		
	女子便所	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3		
		3時間以下	ダウンライト(蛍光灯)	3		
	男子便所	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3		
		3時間以下	ダウンライト(蛍光灯)	2		
	身障者便所	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
		3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1		
	倉庫	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	6		
	控室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	4	4	
	会議室	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	10	10	
	倉庫	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	3		
	講堂	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	24	24	
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	16	4	
		3時間以下	ダウンライト(蛍光灯)	6	5	
	ロビー	3時間以下	その他蛍光灯	4		
		3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	4		
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	1		
	廊下	3時間以下	ダウンライト(蛍光灯)	10		
3時間以下		ダウンライト(白熱灯)	3			
EVホール	3時間以下	ダウンライト(蛍光灯)	4			
	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	2			
機械室	3時間以下	その他白熱灯	1			

# 岸和田保健所

## 注記

1. 器具に設置されている蛍光灯を全て間引いている場合は、消灯している器具として取り扱っています。
2. 非常照明器具の蛍光灯も計上しています。概ね6台に1台程度の割合で非常照明が設置されています。
3. 誘導灯は含んでおりません。

フロア	部屋名	1日平均点灯時間 [単位:時間]	器具形状	台数	左記器具のうち 間引きしている 蛍光灯[単位:本数]	備考
地下1階	倉庫	3時間以下	20W蛍光灯4本タイプ	1		
	トイレ	3時間以下	その他蛍光灯	1		
	倉庫	3時間以下	20W蛍光灯4本タイプ	1		
	機械室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	8		
	シャワー室	3時間以下	その他蛍光灯	2		
	廊下	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	2		
	廊下	3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1		
1階	玄関ホール	8時間	その他蛍光灯	3	8	
	事務室	8時間	40W蛍光灯1本タイプ	2		改修必須蛍光灯
		8時間	40W蛍光灯2本タイプ	40	2	改修必須蛍光灯
	宿直室	13時間以上	20W蛍光灯2本タイプ	1		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	女子トイレ	8時間	40W蛍光灯1本タイプ	2		改修必須蛍光灯
	倉庫	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	1		
	相談室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	1		
	現像室	3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	2		
	直接撮影室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	更衣室	3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1		
		3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	2		
	第3会議室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	8	2	
	大阪がん循環器病検診センター	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	X線室受付	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	2		※配置図上受付近辺
	読影室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
	男子トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
	身障者トイレ	3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	2		
	第2診察室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4		
	第1診察室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	6		
	予診室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4		
	廊下(女子トイレ前、靴箱前)	8時間	その他蛍光灯	2		
	廊下(第3会議室前)	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
		3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
廊下	8時間	その他蛍光灯	14	2本:7台(丸型40W+30W)		
屋外	3時間以下	その他蛍光灯	1			
2階	所長室	3時間以下	その他蛍光灯	6		
	第1会議室	3時間以下	その他蛍光灯	9		
	男子更衣室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	3		
	印刷倉庫	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	3	2	
	検査受付	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
	研修室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	第2会議室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	6		
	女子更衣室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4		
	相談室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
		3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	相談室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	相談室	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
		3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2		
	栄養指導室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	9		
	男子トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
	女子トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
	講堂	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	20		
	廊下	3時間以下	その他蛍光灯	17	2本:8台(丸型40W+30W)	
	倉庫	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2		
	倉庫	3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1		
物置	3時間以下	その他蛍光灯	2	2本:1台(丸型40W+30W)		

# 泉佐野保健所

## 注記

1. 器具に設置されている蛍光灯を全て間引いている場合は、消灯している器具として取り扱っています。
2. 非常照明器具の蛍光灯も計上しています。概ね6台に1台程度の割合で非常照明が設置されています。
3. 誘導灯は含んでおりません。

フロア	部屋名	1日平均点灯時間 [単位: 時間]	器具形状	台数	左記器具のうち 間引きしている 蛍光灯[単位: 本数]	備考		
1階	図書・資料サービス・情報コーナー							
	個別相談室	3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	2				
	公用車庫(4台)	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	6				
	身障者トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1				
	女子トイレ	9時間	40W蛍光灯1本タイプ	4		改修必須蛍光灯		
	男子トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	5				
	警備員室	9時間	40W蛍光灯2本タイプ	2		改修必須蛍光灯		
	倉庫②	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1				
	スロープ	3時間以下	その他蛍光灯	4				
	身障者駐車場・公用車庫(6台)	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	8				
	食の泉 安佐 全野 推分 進室 課	公用車庫	10時間	40W蛍光灯1本タイプ	7		改修必須蛍光灯	
		犬舎	10時間	40W蛍光灯1本タイプ	4		改修必須蛍光灯	
		犬処置室	6時間	40W蛍光灯2本タイプ	3		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
		エックス線室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1			
		倉庫⑪(処置室となり)	10時間	40W蛍光灯1本タイプ	1		改修必須蛍光灯	
		倉庫⑫(階段下)	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1			
	階段	13時間以上	その他蛍光灯	3				
	機械室	3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	2				
	倉庫①	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	2				
	男子更衣室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3				
	湯沸室	5時間	40W蛍光灯1本タイプ	2		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯		
	女子更衣室	3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	2				
	事務室		3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	8			
			10時間	40W蛍光灯2本タイプ	52		改修必須蛍光灯	
			10時間	40W蛍光灯3本タイプ	2	2	改修必須蛍光灯	
			3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	6			
	廊下		3時間以下	ダウンライト(蛍光灯)	5			
13時間以上			40W蛍光灯3本タイプ	9		改修必須蛍光灯		
13時間以上			40W蛍光灯1本タイプ	1		改修必須蛍光灯		
屋外		3時間以下	ダウンライト(蛍光灯)	5				
		3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	11				
		3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	12				
2階	待合スペース	4時間	40W蛍光灯3本タイプ	15		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯		
	倉庫①	3時間以下	40W蛍光灯3本タイプ	2				
	多目的室	5時間	40W蛍光灯2本タイプ	15		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯		
	倉庫③	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	1				
	検診室①		4時間	40W蛍光灯1本タイプ	1		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
			4時間	40W蛍光灯2本タイプ	7		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
	検診室②	4時間	40W蛍光灯2本タイプ	4		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯		
	検診室③	4時間	40W蛍光灯2本タイプ	4		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯		
	検診室④	4時間	40W蛍光灯2本タイプ	6		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯		
	栄養指導室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	9				
	倉庫④	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	3				
	食の泉 安佐 全野 推分 進室 課	事務室	10時間	40W蛍光灯2本タイプ	7		改修必須蛍光灯	
			10時間	40W蛍光灯1本タイプ	2		改修必須蛍光灯	
			10時間	ダウンライト(蛍光灯)	2			
		更衣室		3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2		
				3時間以下	その他蛍光灯	1		
		洗濯室	6時間	40W蛍光灯2本タイプ	1		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
		浴室		3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
				3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	1		
		検査室		3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	1		
				3時間以下	20W蛍光灯2本タイプ	1		
	トイレ		3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1			
			3時間以下	20W蛍光灯1本タイプ	1			
	湯沸室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	1				
	男子トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	5				
	女子トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	5				
	身障者トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2				
	操作室		4時間	40W蛍光灯1本タイプ	1		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
			4時間	40W蛍光灯2本タイプ	5		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
	暗室		4時間	40W蛍光灯1本タイプ	2		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
4時間			40W蛍光灯1本タイプ	6		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯		
X線撮影室		4時間	40W蛍光灯1本タイプ	1		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯		
		4時間	40W蛍光灯3本タイプ	5		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯		
検診室⑥	4時間	40W蛍光灯2本タイプ	4		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯			
検診室⑤	4時間	40W蛍光灯2本タイプ	4		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯			
廊下	3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	21					

フロア	部屋名	1日平均点灯時間 [単位: 時間]	器具形状	台数	左記器具のうち 間引きしている 蛍光灯[単位: 本数]	備考
3階	講堂	5時間	40W蛍光灯6本タイプ	4		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
		3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	22		
		3時間以下	ダウンライト(白熱灯)	18		
	事務室	9時間	40W蛍光灯2本タイプ	36		改修必須蛍光灯
	女子更衣室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3		
	空調機械室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	9		
	第3会議室	5時間	40W蛍光灯2本タイプ	12		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	倉庫⑥	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2		
	相談室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	9		
	男子更衣室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3		
	第2会議室	5時間	40W蛍光灯2本タイプ	6		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	第1会議室	5時間	40W蛍光灯2本タイプ	8		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	所長室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	9		
	倉庫⑤	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
	湯沸室	4時間	40W蛍光灯1本タイプ	2		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	倉庫⑧	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
	倉庫⑦	4時間	40W蛍光灯1本タイプ	1		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
男子トイレ	9時間	40W蛍光灯1本タイプ	5		改修必須蛍光灯	
女子トイレ	9時間	40W蛍光灯2本タイプ	6		改修必須蛍光灯	
身障者トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1			
4階	理化学検査室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
		9時間	40W蛍光灯2本タイプ	32		改修必須蛍光灯
	下水検査室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	9		
	洗浄室	4時間	40W蛍光灯2本タイプ	9		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯
	細菌検査室①	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	2		
		9時間	40W蛍光灯2本タイプ	14		改修必須蛍光灯
	細菌検査室②	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
		3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	5		
	検査機器室	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
		3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	20		
	ポンベ室	3時間以下	その他蛍光灯	1		
	倉庫⑨	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3		
	身障者トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	1		
	男子トイレ	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	3		
	女子トイレ	9時間	40W蛍光灯1本タイプ	4		改修必須蛍光灯
倉庫⑩	3時間以下	40W蛍光灯1本タイプ	4			
薬品秤量室	3時間以下	40W蛍光灯2本タイプ	4			
有機溶媒使用室	4時間	40W蛍光灯2本タイプ	9		採算性が確保できると見込まれる蛍光灯	
廊下	9時間	ダウンライト(白熱灯)	17			